

第二十八回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和三十三年二月二十五日(火曜日)午後一時二十二分開会

委員の異動

本日委員松野鶴平君辞任につき、その補欠として斎藤昇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君

理事 大川 光三君

一松 定吉君

棚橋 小虎君

宮城タマヨ君

委員 雨森 常夫君

大谷 登彌君

小林 英三君

斎藤 昇君

赤松 常子君

藤原 道子君

辻 武壽君

國務大臣 法務大臣 唐澤 俊樹君

政府委員 法務政務次官 横川 信夫君

法務省矯正局長 渡部 善信君

最高裁判所 長官代理者 藤淵 銳夫君

(家庭局長) 事務局側 常任委員 西村 高見君

会専門員 法務省刑事 横井 大三君

局総務課長

説明員

局総務課長 横井 大三君

参考人

充春対策審 菅原 通濟君

議事録 金子 満造君

東京地方検察庁 八王子支部長 警視庁浅草 警署署長 齋藤 良治君

青葉女子 学園園長 菊澤 鋭子君

東京都婦 人相談員 西村 好江君

本日、の会議に付した案件

○婦人補導院法案(内閣送付、予備審査)

○検査及び裁判の運営等に関する調査の件

(充春防止法の施行運営に関する件)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について御報告いたします。二月二十五日付、松野鶴平君が辞任、斎藤昇君が選任、以上であります。

○委員長(青山正一君) 本日は、充春防止法の施行運営並びに婦人補導院法案を議題といたします。

初めに兩案につきまして、参考人の方々から御意見を伺いたいと思います。

申すまでもなく、充春防止法の全面施行に伴いまして、事犯処理、保護更生の措置につきましては、われわれとい

たしましては、留意いたさねばならぬ多くの問題点がござります。今回の一部改正により、規定されようとしております補導処分等の運用につきましても、

成人に対する保安処分として重要な意義があるばかりでなく、転落婦人の保護と社会復帰への援助を主眼とするものでござります。充春の実態に即して、この刑事処分に関する法の運用に当って起ります問題点を十分検討いたしたいと考えた次第でござります。

また、婦人補導院法案につきましても、わが国初めての試みでござります。もしこの運営の初めに当りまして誤りありますならば、第五条関係の法の運用もはなはだしく理想から遠ざかる事態を招くことになる危険性がある次第であります。

参考人の皆様は、日ごろ御多忙のところ、本委員会の意のあるところを了とせられまして、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これより参考人の方々から御意見を伺いたいと存じますが、お手元に御参考までに、一応御意見聴取事項をお届けしてござりますが、これにこだわることなく、御自由に御意見を述べ下さってもけっこうでございます。時間の関係にて、お一人約二十分程度にてお願いいたします。存じます。また、金子さんには、特に「充春婦と暴力団又はヒモとの結びつき」、麻薬との関係、その情勢、取締り対策等にも触れていただきますよう、特別にお願いいたしておきます。また、委員の方に申し上げますが、参考人の方の御意見を全部お伺いしたあとで質疑に入りたいと存じますので、この点御了承いただきたいと存じます。

それでは最初に菅原通濟君からお願いいたします。

○参考人(菅原通濟君) 私が菅原であります。御意見を拝見いたしましたので、逐条申し上げたいのですが、すわらしていただきます。第一の点でござりますが、「同法の全面施行に伴い、事犯処理、保護更生について留意すべき点」これはもちろん婦人保護更生につきまして、転落した婦女子というものは、貧困が原因でこうなったのが非常に多いのでありますから、これらについての運営についてよく留意せねばならぬと思っております。大体、今まで聞いております範囲内におきましては、国に帰る者が比較的多い。場所によっても違いますが、四〇％ぐらいが東海地区あたりでは国に帰る者があるのだ、二割くらいは嫁になるのだ。その他転落する者もあるようですが、職についた者等もござりますが、こういう国に帰った者なんか、金のある国はどうやら食いつなぎもしておるのではありませんか、これがまた、都会へ舞い戻ってくるというところが非常に多いように思われるのです。まだそこまでは来ておりませんが、ぼつぼつそういう事犯が出ておるのではないかと、いうことは、こういうことに關しましては、どうか地方の民生委員だとか、また、その他こつちに戻りました者の対策については、十分御留意願いたいと、こう考えております。

それから第二の、「最近における充春勧誘行為の実情、その取締状況及び今後法案第五条の罰の取締上注意すべき点」こういうことは、要するに第五条の唯一の婦人に対する罰則なんであるが、婦人の保護更生にあることだけは、この法律の目的がそこにあるのでありますから、この取締りに当りまして、警察当局、つまり取締り当局においては、十分その趣意に御留意願いたい、こう考えております。

それから第三の、「最近における基地充春の実情」等でございますが、これは、きょうお隣に御専門家がおりますから、何でもござりますが、しかし、いずれにしても、取り締まること自体においては変りないのでありますから、かりに進駐軍がどういう状態にある、船員がどういう状態にあるのだ、あるいは山の中にいる人たちがどういう状態にあるのだ、ということはいくつかあるのだと思っております。いろいろ事情は個々にあると思っておりますが、充春をしてはならぬことだけは明らかなんです。取締りに差別のあれはないだろうと私は思っています。それで、特に進駐軍なんかには何か特別の措置を講じないといかぬというような議論も多いようでありまして、しかし、これは基地、いわゆる基地という言葉があることすら困るのであります。同じように取締り、つまり彼女らにはオンリー、オンリーとでも申しますか、こういうものが多いので、最近なかなか向うさんも金を出さぬので、オンリーであり、かつ、あまりオンリーでもないような、日本人もあやうだいするといふような事犯が多い。

こういふようなものも当然同じように取締りをしていただかなければならぬと思つておられますが、しかし、表面的に進駐軍の方と話し合ひをしてみますと、たとえば、横須賀あたりのタンブソン憲兵司令官ですか、ああいうふうなところの話し合ひなんかを見ましても、嚴重に取り締つてくれというのを言つておられるのですから、この線に沿つて十分取り締つていいじゃないか、差別する必要は全然ないのじゃないか、こういふふうに考へております。

第四点の、「兇春婦と暴力団」の關係、これは、まあ、一番厄介な点であります、取り締る御当局もなかなか大へんなことだらうとは思ふのであります、しかし、これは、たとへば彼らが強制充春させるとか、管理充春させるとか、こういふようなことになると、白線に流れていく、白線といふか、散居になつていく者についていろいろの暴力団との關係が非常に多いだらうと思ひますが、これは一つ、少くとも婦女子の血をしぼるような彼らには、彼ら——彼女もあるでしょうが、こゝろ風上になつておつたのは断固取り締つていただきたい。むしろ僕は、悪い言葉かもしれませんが、行き過ぎがあつてもやらなくちゃならないぐらゐに強く考へております。もちろん、行き過ぎといふことはいけないのですけれども、たとへますが、それぐらゐに強く考へております。

第五点の、その他のことではあります、私は、この転業の實際に行われたり何かすることはもう一にかかつて、転業にしても婦女子の更生にしましても、かかつて地方長官の熱意があるかないかといふことが一番最大原因のよ

うな気がしてならないのです。地方長官が若干熱意のないところに限つてそれがよく行われてない。たとへばレポーターもだめだ、実情もだめだ、非常に困るのです。これをもつと端的に申し上げれば、近畿地方並びに九州が非常に成績が悪い、悪いといふことは僕は地方長官のあれに当られる方に熱意はあるのでしようが、右向けならえでまだぐずぐずしておるのじゃないか。名古屋、岐阜とか、あそこら辺、これは非常に熱心に長官がやつて下さり、また、業者の方もこれになつてやりましたために非常に成績がよく上つてゐる。一にかかつて地方長官のあれじゃないか。私は審議會でも、地方長官會議のときに、ぜひこの旨を話していただきたいといふことをしばしば要望したのですが、一回もそのことは聞いておりません。残念であります、今からでもおそくないのですから、何かの形で、地方長官に成績の上らないところは指摘してでもやつていただきたい、こゝろ考へております。転業あるいはその他に當りまして非常に予算もわずかで、はなはだ遺憾であります、不満ではあります、私は何と申しますか、商売人ですから、過去を追うことはきらいでありますから、今ある範囲内においても断固やればできないことはない。現にこの転業のごときはいろいろな事情があつたが、時の流れでこゝろなつたといふ言ひながら、とにかくできたのですから、行へばできないことはないといふ考へております。ただ、彼らの転業する者には追い打ちをかけることや何かは慎むべきことでは、よろし、なおかつ、前歴の云々といふようなことは言いたくない。親切丁寧

率に扱つてやらなければならぬ。今までのことは水に流さなければならぬと思つております。

もう一つ転業で遺憾なのは、中央においてもそうですが、彼らに対する資金の貸付、その他については一向にはかからない、できなかつたものもこれにいくといふ状態です。いわゆる例の兇春汚職問題といふものが出てから、急に何と申しますか、引込み思案になつてしまつた。こゝろ考へて、それはなほ遺憾なことでありまして、それとこれとは別なんです、できるところは彼らの金融をなるべく他の業態と同じような状態にやつていただきたい。何か貸すと、むしろ暗いけども、ときとがあるような事情な考へは慎しんでもらいたいと思つております。ただ、業者の転業に當りまして、いろいろ資金問題その他もありましたけれども、案外彼らは、行へばできないことではないのです。ただ、風俗営業でないではない、遊んで寝て食つていた彼らが、力で働くことを考へないからいけない、もう少し適う業態のことやつていただきたい、かように考へております。

婦女子の更生につきましても、案外意外に思ひましたことは、金を比較的持つてゐる者が多いといふことです。なかなか彼女らはしつかりしておりまして、早くからそゝろいふ気持だつたのか、相当ためてゐる者も多い。中には親主に借金して貯金してゐるぐらゐになつたりした者もあるでしよう、比較的彼女らは持つてゐる。持つてゐないような知能程度の低い連中も相当ありますが、比較的持つてゐるといふことですが、こゝろ一つ御留意願

いたいの、この間法務大臣の御答弁について、若干私は疑問を持つてゐる点があるのですが、彼女らが第三者から借りてゐる借金、つまり呉服屋なり何なり第三者から借りてゐる借金、非常に高い物を買わされて、非常に作爲的にそゝろいふことを行なつた者、こゝろ考へて、僕は借金を払ふ必要はないだらう、自分の考へはそれでいい、法律上いろいろ疑点はあるけれども、考へまして、あれを返すにはやはり充春をしなければならぬ、同じことを繰り返さなければならぬ。また、貸す方もかなりひどい高いものを売りつけてゐるやうにも聞かれています。そゝろいふものは、もつと突つこんだ一つお考へをこゝろ至急立てていただきたい、こゝろ考へております。

最後に、性病対策であります、これはもう大問題でありまして、今の性病に關する知識はあまりに國民が少い。國民が少いばかりじゃなく、上層階級の人にも少い。いかに性病がおそろしいかといふことをもう少し植へつけなければならぬ。これに対しては、厚生省でもやめますが、これに対しては、いたしてあります、全般的者に対しての理由だけでやつておられますが、予算ばかりでなく、熱意も足りないのじゃないか。一応公費負担で治療するんといふことは、俗な言葉で言へば、いことをして治療してもらつてゐるといふやうなそんなばかなことではないといふお考へが、大蔵省当局にしみこんでゐるのじゃないか。しかし、これは伝染病ですからどうしてもなおさなければならぬ。見ようによつては肺病よ

りこわい。梅毒のごときは非常におそろべき病氣だ。今度の厚生省が治療いたしたもので梅毒の方が多かつたといふレポートがあるくらいです。今、表に現われる梅毒は少ないが、潜在する梅毒といふものは非常に多くある。極端なことを言へば、こゝろ考へるわれわれ、いふと失礼かもしれないが、私なんかにもあるのじゃないかと思つてくらゐにおそろしい。表に現われるものが非常に多くなつてきてゐるといふことです。これは次の世代にかかるとなつてから、どうしてこれは大きな問題として対策を講じていただきたい。兇春防止よりこの方が私は大切な、こゝろ考へております。

次に、改正法律案の方ですが、婦人補導院法案關係、第一の「補導処分」の要件、対象者、期間、効力等について考慮すべき点」であります、これはどうも六カ月だけ拘束してといふことについては、私は疑点を持つております。これだけではなかなかできないだらうと思ひます。たとえば、まああまり重からざる梅毒ですから六月近くはかかるのですから、職業問題もありまして、六カ月といふことは非常な疑点を持つております、しかしながら、やはり自由を尊重せねばならぬ。身柄をいつまでも拘束するといふことは考へるのなんでもありませんから、十分その期間に當つていろいろの工夫をされてやるよりしようがない。まあやむを得ないのじゃないかといふ程度です。

二番目の「勧誘等の罰の違反者の取締について、捜査技術、」その他の点、これはどうか取締りに當りまして、罪のない、常習者でない一般婦女

子なんかを間違えてあれするようなことは誠に慎んでいただかなければならぬのですが、さりとて、ゆるがせにすることもできないのであります。要するに、あれといたしましては目星をふだんからつけておいて、そしてそういうものを取り締まる。それからまた、国民の協力を得まして、そして周囲からそういう者を厳重に監視するということによりしうが、ないと思ひますが、まあ何と申しますか、日本人の習癖とでも申しますか、あるいは何と申しますか、人のことをおせつかいやくのが好きなんです。犬がつかいやくのを石を投げなければ承知しない国民ですから、そういうものは、投書だとかやれ何だというふうな、同焼きがたかさんあるから、そういうのは割合に見えが来だと思ひますが、しかし、中には意識的にそういうことを悪意をもつてやる者がおりますから、そういう点は十分御留意を願ひたい。

三番目補導処分の適切を期するため、裁判所の職務、これはどうも私はあまりこういふことは詳しくございせん。よくわかりませんが、原則としては、家庭裁判所の方がいいのじゃないかというふうな気がいたしますが、よくわかりませんが、私は刑事裁判所に調査官を置く、これは司法制度とマッチするかどうかという点について、疑問を持っておりますが、補助するための調査だから、こういう程度ならいいのじゃないかという程度であります。

四番目の収容状を発行するときに具体的に明記する云々、これは私にはよくこういうことはわかりません。どうかその道の人から聞いていただきたい。

五番目の「生活指導、職業補導、医療施行について考慮すべき点」これは大体においてああいう所に入ってくる者は常習者だろと思ひます。それから性病を持つておる者も多い。それからどつちかという点、知能程度の低い者が多いというのですから、こういう者を指導するに当つては、どうか初めに入つたというときが一番大切でしょうから、心機一転して、そして正常な人間になるのだというのを初めから認識づけるようにしてやりたい。それにはぜひひりつばな補導官を置いていただきたいのだ、まあなかなかむずかしいことと思ひますが、十分その点にりつばな人を得ることに努めていただきたい。

職業の補導の点であります、六カ月で職業の補導はなかなか大へんだろうと思ひます。そういうまいあれがあれはいと思ひますが、編み物だとか、九重織だとか、なるべく比較的賃仕事をして金になるもの、こういうようなものをあれしてやりたい。補導に力を注いでやりたい。

医療の点ですが、これは先ほど性病のところでも申し上げました通り、十分御留意を願ひたいという考えです。

六の方の補導院の数、収容力等なんでありまして、これはいろいろ予算関係もあつて三カ所になつたようですが、三カ所でも足りないのは当然だろうと思ひます。がしかし、第一どれくらいの人か来るかというところはなかなか予想がつかないのじゃないか。これによれば大体百人ぐらいの者を収容してやつていこうというふうな考えな

んでありますが、まあこの程度でスタートするよりほかしうがないだろう。ただ、運営に当つて、どうか朝起きてすがすがしい気分になるというふうな気持ちに彼女らをさせるといふようなことだろう。その他教える先生も一人ではいろいろのことを教えることができない、兼職をして教えることができないでしょうが、人を得ることが大切で、まあ何と申しますか、理想的に言へば、スエーデンあたりのように、一人が一人教えるというのが理想なんです、が、そういうふうなことは、日本ではどうして行われないうことが、先生の数をできるだけ少なくふやして、優秀な人を入れていただくという点をぜひ御留意を願ひたい。

七番目の在院者に対する問題、これは刑罰ではないのでありますから、保護処分するためのあれなんです、自由になるべくしてやりたいのは当然ではあります、がしかし、先ほどの暴力団の問題に関連する通りこれにいわゆるひもつきというものが非常に多い、それがために、外部との通信その他でせつかくよくなつた者をすぐすすような点がありますから、やむを得ずこれら面会にも立ち会わなくてはならないと申してよろし、ことに通信のあれのごときも、憲法に定められたあれもございまして、閲覧するようになことは万やむを得ないことと考えております。

その他のことではありますが、まあ補導院法につきましては、審議会におきましてもいろいろ皆さんの御意見も承りまして結果、完璧とは言えませんが、また、これに対するいろいろの学者あるいは有識者の御議論も承りま

して、それをあの通り客申いたしました理由、四月一日に実施にいたしましたについては、どうしても並行的にこれを何らかの形において早く御審議願ひたい。通過させるように御努力願ひたいというのが趣意なんです、それから、どうか望みますところは、それまでにあれができましたように御留意を願ひたいのであります、私に言わせる

と、完璧なる法律というものは、どうもあるかないかすら危ふんでいくらいなんです。しかられるかもしれないんです、が、まあいゆるまた、ざる補導法と言われてもかまいませんから、どうかこれをぜひ通していただくたい。売春防止法の方もざるなんです。これもざるでもいいから、なきにまざるのですから、どうしてもお通し願ひたい。こういうふうな考えております、が、しかし、これは完璧とは言えないようにも思われます。ただ特に審議会長といたしましては、頭を下げてお願い申し上げたい次第でございます。

以上で大体なのでございしますが、大體全体論としてちよつと申し上げますと、どうかこういふことは一がい、速急にやろうとつてなかなかできないことなんです、が、気長に一つやうたいて、それにまた、なかなか割り切つてできるものでない。四を割ると二と二でなくちやいけないうのじゃないかと、一と三でもいいんだという気持ちになつていただいて、気長にやるんだというのをこの際お願いいたしますと、それからこれからが非常にむずかしいのでありますから、たとえば、自民党内にできた風紀衛生対策委員会というものは非常にいいことなんです、秘密会にしたりなんか、くだらぬこと

にしたりするからいけないのであつて、それでなければ非常にいいことなんです、が、どうかあれで今後の性教育だとか、あるいは性病の問題、そういうふうなことは非常に御研究願ひて、審議会その他でも同調していろいろことをやりたいと考えております。

一昨日審議会を開きましたときに、何かまた、審議会は三月七日で切れるのをまたもう一期延ばすのであります、事後処理のため。そうなりますと、ますますそういうところとタイアップしてやつていきたい。そういうことを非常に熱望いたします。なお、性教育に對しての徹底、それから若者問題ということが当然起ってくるだろうと思ひます。部屋の問題、待合の問題その他起ってくると思ひますが、これもどの道起る問題であり、この際われわれも皆やかましい問題にならぬうちに、業者といふものと話し合つて、何かこの際の一つの革命があつていいんじゃないかというふうな気がいたしております。以上でございします。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございます。○委員長(青山正一君) 次に金子満造君にお願いいたします。

○参考人(金子満造君) 私、東京地検の八王子支部の金子でございます。時間の関係もありますので、主として基地売春の問題と、それから売春婦と暴力団またはひもとの関係という点に重点を置いて、一応プリントにありますが、順を追うて意見を述べたいと思ひます。

意すべき点」であります。が、本法の目的が売春婦管理業者を初めとしたとして、売春を助長する行為をした者を処罰するという点にかんがみまして、これらの犯罪に対しては厳罰方針をもって臨むことが必要であるのではないかと考えます。

次に、売春婦に對しましては、努めて保護更生の措置を講ずる。これによりまして賣春の防止をはかる。特にこの賣春婦に對しましては更生資金の援助を積極的にやる。婦人団体等においてもこの賣春防止法が成立するまでには相当力を入れておつたようでありますが、なお一そう、この賣春婦自身の保護更生につきましても積極的に援助することが必要じゃないかと考えます。

次に二番の「最近における売春勧誘行為の実情、その取締状況及び今後法案第五条の謂の取締上注意すべき点」であります。この点につきまして、最近青線地区の取締りの強化に伴ひまして街娼が著しくその数を増加いたしましたのであります。特に都内の新橋地区においては、付近の一般住民から所轄署に對しましてこれが取締りを要望するといふような投書などが激増しておる実情なのであります。昨年末の新橋地区の街娼数は約百四十名程度でありましたが、本月初め現在では約百九十名前後に増加いたしておるのであります。そして彼女たちの目立つた勧誘行為、これは立ちどまつて客待ちして、酔客などが近寄つてくるのを忍耐強く待つてゐるといふような手段をとりまして、非常に巧妙化しておるのであります。現在の都条例では取締り検査が著しく困難であります。所轄警察に

おきまして、これが対策に腐心いたしておるのであります。

次に、「最近における基地充春の実情及びその対策について考慮すべき点」でありますが、私ども八王子支部管内におきましては、いわゆる赤線区域を除きまして、大部分は駐留軍将兵を対象としたしております。いわゆる基地充春でありまして、これは大体三通りに区別することができると思っています。

ます。純然たる街娼、それからオンリー、三番目は正業を持つ街娼、オンリーというような三種類に区別することができると思います。純然たる街娼は昨年末で約千三百名でありました。これらは立川とか昭島周辺を中心といたしまして、普通の住宅とかホテルとかに間借生活をいたしておりまして、街頭で駐留軍將兵をキャッチしましてそして間借先に連れて帰る、それで売春を常習としてやるという者でありまして、そのかせぎ高はショート・タイムで三百円から七百円ぐらい、時間遊びで平均五百円程度、泊りで千円から二千円、月平均二万円から七、八万円ぐらいの収入があるのであります。これは軍の移動と密接な関係がありまして、一般的に彼女たちの生活は不安定でありまして、常に住居を転々としておつて、性病の罹病率もいわゆる赤線区域の接客婦とか、あるいはオンリーという者に比較いたしましたとき高いのであります。そして注目すべきことは、これらの街娼の大体八〇％は麻薬の中毒者であるという点であります。

次に、オンリーでありますが、これは昨年末で八王子管内で約千名でありまして、普通住宅とかアパートなどに居住いたしましたして、部隊の移動と一

緒に移動する。その期間も一カ月ぐらいから長いのは三年ぐらいに及んでおるといふような状態でありまして、これらのオンリーのうちには麻薬の中毒者はないのであります。

三番目に正業を持つ樹姫またはオンリーというのは約四百名ぐらいおりまして、一定の正業を持って生活には何ら支障ないのでありますが、樹姫、オンリーとして生活いたしておるのであります。女給とかメイド、基地従業員などであります。これがいわゆる基地の特異性を現わしているのではないかと思います。

以上が大体八王子管内における基地
兜春の実態であります。特徴は大体
概して期間が長い。そうしてその収入
によりましてみづから生活をするばか
りでなく、大部分の者は郷里などの家
族に送金いたしておるといふような状
態であります。

これに對しまして、駐留軍側はどういうような態度になっておるかとお申しますと、立川基地におきましては、午後十二時を限りまして外出を禁止いたしておるのであります。また、横田基地におきましては、未成年者がキャバレーなどで飲酒するということをやはり禁止いたして、これらによる売春の行為に出るといふようなことを協力して防止をはかっておるのであります。そうして警察から売春事犯を送りますと、その相手になりました將兵に對しましてはMPに通告いたしまして、MPの方では階級章を取り上げてしまうというように、あちら側でもこの売春事犯に對しましては非常に協力いたしておるのであります、何分にも彼らは實際は偽名を用いておる場合が多い

のでありまして、つかまるとMPが調
べてみると、そういう者はいないとい
うのが大部分なんです。

それから最近横田基地におきましては、カフエー、バーなどが約八十軒あり、それから旅館が二十軒あまりありまして、従業員の数約四百名であります。取締りがきびしいので、自動車内で売春をやるというような事犯が多くなつてきておるのであります。

そこで、最も心配になりますのは、
 こういふ基地周辺の風紀の問題であり
 まして、青少年に及ぼす影響というも
 のは注目すべきものがあるのであります。
 これにつきましても、婦人団体と
 かあるいはPTA等の協力を得ま
 して、基地周辺の風紀の維持をはから
 なければならぬと考えております。

次に、売春婦と暴力団またはひもこの結びつきの問題でありますが、私どもの管内におきまして、赤線業者と暴力団というものの具体的結びつきは、今までのところ認められないのであります。が、いわゆる青線業者と悪連隊との結びつきはこれはあるのであります。て、なお、売春婦と暴力団の者とが同棲しており、そうして売春婦のかせぎをこの暴力団が搾取してしまふというようなことはあるのであります。なお、麻薬の密売を行なつておる暴力団が、麻薬を種に売春婦を集めて、そのかせぎを吸い上げてしまふというような事件が相当あります。本庁管内におきまして、新宿の和田組のものの中には、麻薬の中毒者が相当おる、そうして売春婦に麻薬を売つけまして、売春婦から利益をとつておるといふようなこともあるやうであります。それから売春防止法の施行運営につ

いての参考となるというような点であります。先ほど菅原参考人の方からも申し上げました性病の問題であります。これは非常に重要な問題ではないかと考えますが、この性病蔓延に対する対策であります。これにつきましても、やはり売春行為は社会悪であるという線を強く打ち出しまして、全国民に売春防止法の施行につきまして協力を得るという態勢を作ることが、第一ではないかと考えます。ことに、青少年というのに対しては、純潔教育というようなことから、青少年みずからがこの性病に対して自衛手段を講ずる、そうして健全な娯楽とか、あるいはスポーツというものを奨励いたしまして、この売春というような社会悪には立ち入らないという強い運動を、この性病予防の一つのPR活動といたしまして進めていくということが、この際最も必要なことではないかと考えております。

なお、先ほども申しました風紀との関係ではありますが、この点につきましても、ただいま申し上げましたPR活動によって風紀問題も、これも何とか打開できるのではないかと考えております。

それから私どもの管内に婦人相談員が七名おるのでありますが、ここにおいでの方を初めていたしましたので、非常に熱意を持ってこの春寒防止法の完全な施行という面に協力いたしておるのでありますが、何分にもその手当が十分でないようであります。旅費にいたしましても、一月八百五十円というようないことでは、十分な活動ができないのではないかと思いますので、どうかこの点につきまして、十

二分な活動ができるように、予算的措置をお願いいたす次第であります。

それから改正法律案と婦人補導院法案との関係であります。この点につきましては、まだ実は十分な研究をいたしておらないのでありますが、二、三気のつきまじった点を申し上げて、責めを果せていただきたいと思います。この二番目の問題であります。一、「勧誘等の罰の違反者の取締について、捜査技術、人権尊重の見地から特に留意すべき点」という点であります。この点につきましては、新しい法律の五条では、従来、東京都条例など比べて、兎春勧誘準備行為といふものでも処罰しておるのであります。従つて、この五条を適用する場合に、最も捜査官として注意しなければならぬのは、良家の婦女が巻き添えを食つてしまふという点があることがあつてはならないのであります。私も検察官といたしまして、この点は十分注意いたすつもりであります。さういふ点にいたしまして、五条の円滑な運用と同時に、人権尊重を十分果すといふ考へております。

それから三番目の「補導処分の適正を期するため、裁判所の職務管轄、調査機能について考慮すべき点」であります。この点は、実は東京地検の更生相談室というものは、非常に早くから完備して、所員の人も熱を持ってやつておられるのであります。このたび、相当予算が削られてしまつたのであります。これはどちらかと申しますと、よくよくのことで、婦人補導院へ入れるという者は、数からいいますと、ごくわずかなのであります。また、そ

でなければ、實際三カ所しかやらないのでありますから、やつていけないのじゃないかと思ひます。そういう点からいって、九〇何％というものは起訴猶予になるわけでありまして、従つて、東京地検を初めいたしまして、大きい地検などでやつております婦人相談室、これには相当お医者さんなんかも来ておりますし、また、婦人相談員の方も来ておられて、非常に力を入れておるわけなんです。それから、単に起訴するわけではなく、むしろこの起訴猶予にする大部分についての婦人相談室の拡充強化といふこと、この際、検察官といたしまして特別にお願いいたすわけでありまして、もちろん、これは私の方でも、八王子支部でも、東京地検の婦人相談室の分室があるわけなんです。まして、池袋本庁の方と連絡のもとにやつておるのであります。が、實際、設備その他につきましても、十分なんではあります。どうか、そういう意味におきまして、これを拡充強化していただきたいといふことをまあお願いするわけでありまして。

次に、七番目の「在院者面会、通信の制限について考慮すべき点」であります。この点につきましては、先ほど菅原参考人の方からも申し上げました通り、あまり窮屈な制限をいたすといふことはどうか、これは、この処分が大体保安処分であるという本質からいひます。しかしながら、暴力団のものと連絡があつて、それが絶えず面会に来て連れ出すといふような事情でもあります。これは、これはもちろん制限しなければならぬと考へるわけでありまして。

以上、はなはだ飛び飛びで申しわけございませんが、これで終わります。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございます。

○委員長(青山正一君) 次に、齋藤良治君、願ひます。

○参考人(齋藤良治君) 私は、警視庁浅草警察署長の齋藤良治であります。意見を求めるという御趣旨でありますので、私の方に関連するところの事項につきまして、御意見を申し上げます。と、このように思ひます。

「兎春防止法の施行運営状況について」その中の一つ、「同法の全面施行に伴い、事犯処理、保護更生について留意すべき点」、それから二が「最近における兎春勧誘行為の実情、その取締状況及び今後法案第五条の罰の取締上注意すべき点」三は除かしていただきます。四の「兎春婦と暴力団又はヒモとの結びつき傾向に関する情勢及びその取締上留意すべき点」五「その他同法の施行運営について参考となるべき点」さらに改正法律案の第二の「勧誘等の罰の違反者の取締について、捜査技術、人権尊重の見地から特に留意すべき点」以上の項目について、主として私は浅草地区の關係について申し上げまして、皆さんの御参考に供したい、このように思ひます。

兎春防止法の全面施行に伴い、事犯処理といふことについては、その経過として、吉原の赤線地区の状況を最初に申し上げます。これらの動きについて、皆さんに報告したいと思ひます。吉原は、現在百十六軒の業者と三百九十五名の従業婦がたゞいま働いております。これはすでに二月の十五日に

廃業届を出しておりますので、二月末日をもつて廃業を完了するといふことで、業者もそれを納得しまして廃業することになっております。この段階を申し上げますと、昨年の四月一日当時を申し上げますと、これは二百九十九名ありました。従業婦は千三百八名といふふうな状況であります。それで、その後、一月三十一日に法人組織の業者が百三十二名廃業いたしました。これに廃業を見たのであります。これにつきましては、業者に対しては勧奨をし、自肅転廃業するようにといふことを要望しましたところ、現在のところ、廃業については、擬定転業とかその他の点は見られないのです。自肅して廃業しているという姿が私たちの方では感ぜられます。従業婦の方々は、千三百八名のうち、九百三十三名といふ方が、現在までのところ、業者の廃業に伴つてそれぞれ離職したことになりました。離職といふよりも、離れたことになつております。これらの人たちの状況については、台東福祉事務所それから東京都婦人相談所、あるいは東京都の民生局児童部、こういう方々と皆打合せをしまして、従業婦の健全転業、保護更生について勧奨をして参つておりますが、なかなか思うように成果を見られないといふことは非常に遺憾とするところであります。

これら九百三十三名の方々の大まかな数字を申し上げますと、国へ帰つたといふ人が二百七十七名、結婚するといふ人が二百六十七名、飲食店の女中となつてゐる人が八十九名、それからよくわからないけれども、先を言わないで、自分でもつて自活するといふて転出した人が百七十名、それから女中さんになると言つてそれぞれ転職された方が四十八名、キャバレーの女給といふふうな言つて出られた方が二十七名、店員になると言つて出られた方が六名、女工さんといふのが九名、無断で何らだれにも言わないで転出した人が二十二名、それからいづゆる二名さんになられた方が十二名、事務員になつた方が一名、それから学生といふ人が一名、死亡者一名といふふうな状況で九百三十三名の内訳が私たちの調査では出ております。これらの国へ帰つた、結婚といふ關係が、先ほど菅原先生からもお話がありましたので申し上げます、この数字が非常にむずかしいのであります。わかれの方では、このいふ人たちが先行き転落しないよう期待してやまないところでありまして、なかなか国へ帰つてもうまく郷里の人たちと融和できないいろいろな話をよく聞くので、これは非常に私たちとしても同情にたえないところであります。結婚といふのは、これは中にはひもといふような人たちの結びつきをみな結婚と稱しておりますので、これらの人たちの動きに対しては、相当われわれの方としても関心を持って指導してやらなくちゃいかぬ、このように思つております。大体赤線業者の方々の動きとしては、これは婦人相談所婦人相談員の人たちと常に心配してやつておるのですけれども、やはりあまり役所の厄介にならないで、自分で道を開くといふふうな気持が非常に強いようでありまして、婦人相談員の方々と相談する数がわれわれが期待したほどあまりないといふふうな点で、非常に考えさ

客引きというのを表でいろいろやる
と、外形的にすぐわかりますから、そ
れを防ぐためにやらないで、喫茶店等
でもって客待ちをやるのです。客待
ちをやる。そうしてボン引きというの
がおりまして、これがいろいろ興業街
あるいは盛り場等を歩いている者にパ
ンをかけて、いかでしようかと、こ
ういふふうにかけて、これをいわ
ゆる売春宿に連れていくと検査されま
すから、それで、これらの者が、今
言った喫茶店等に行く、そこでお茶を
飲みましようというふことでやっ
ている。そこで、話がまとまって歩い
て行く今度は検査されるから、すぐ
タクシー等を拾って、山谷とかその他
宿屋ですね、木賃宿、その程度によっ
て、旅館その他へ行くというふうな
ケースがある。それからまた、パチンコ
屋等に入っておいて、パチンコをやっ
ている隣の人たちにちよいどいい手ご
ろだという人があると、そこでもって
いかでしようかというふうな方法を
やる。それからこれは女の売春には必
ずボン引きというのが介在しますの
で、ボン引きの者が輪タク屋をやっ
て、一回り社会探訪いかでしよう
かというふうにして、そこでもって車
に乗るとか、だんないかがでしようか
というふうによつて、そうしてお客を
引っぱり込む。これが勧誘行為のケー
スであります。いろいろまだそのほ
かにあると思いますが、気がついた点
を申し上げます。

と、その付近の人たちは異様な雰囲気
から非常に秩序や風俗が乱れたとい
う感じを感ぜさせられて、非常に健全
なるこの環境を害して、それで土
地の空気が悪くなる。一つの例として
は、卑猥な言葉でもってふざけ合ひ。
近所に子供等を持っていく人たちは、
子供の教育上看過できないという点が
いろいろある。それからまた、夜は売
春婦で教養のない人たちは、夜におそ
くまでいろいろ話し合いをする。従っ
て、近所の人が安眠妨害で寝られな
い。非常に困る。深夜ですから相当警
告。また、ちり紙その他たばこ等をそ
こらでやたらに捨てる。非常に町の衛
生上よくないということから非常に迷
惑をする。また、健全なる喫茶店とい
か、あるいは映画館等に影響してい
る。そのこのところの看板のぞき込む
人をつかまえて、いかでしようかと
いうふうなことをやる。お客をとら
れてしまふというふうなわけで、そこ
で非常に迷惑をするというふうなこと
から、警察にこれらの嚴重取締りが
常に要望されております。これらの人
たちがそういふふうにしてやっていると、
町の人たちは反対の立場におい
て、これらを非常に唾棄しておるとい
ふような状況であります。これらを警察
としてはよく動きに注意して取締りを
やっておるわけでありまして、しかしな
がら、これらの従業婦を検査したとき
の状況を見ますと、中にはほんとうの
転落したばかりの人もおります。ま
た、常習として木賃宿等に住居してや
っておる者もおります。これらを同一
に扱えません。よくそういふ点、われ
われの方はこれらの保護更生について
は常にそういふふうにご注意してやっ

て、それと入れかわりに暴力団が婦女
を管理してやるといふことになると、
非常に暴力団の被害をこうむるところ
は甚大でありますので、こういふ点に
ついては、われわれはあらゆる動向、組
織等を解明してやつておりますので、
その点を御報告しておきます。それで
これら暴徒隊の取締りについては、よ
く組織を解明して、潜行するところの
売春、これとの結びつき、これらにつ
いては不常に取締りすることが肝要で
あります。浅草警察署としても、これ
らの取締りについてはいろいろな係り
部といふものを設けて、そうして
これらの取締りに当つておるのであり
ます。その点を御報告しておきます。
それから最後に、「勧誘等の罰の違
反者の取締りについて、捜査技術、人権
尊重の見地から特に留意すべき点」こ
れは今度の売春防止法第五条に新しく
作られた項目、公衆の目に触れるよう
な方法で客待ちをするという点が新し
く法が作られた。今まで東京都条例に
よる内容には、客待ちをしたのに対し
て処分をするというものは今まで規定が
なかった、今度の売春防止法には、売
春をする目的をもって客待ちをした者
は、それぞれ第五条違反になるという
点がつたわけでありまして、これは非常
に今までと違つたケースであります。
今までは街頭に立つておいても
立つておるだけだつたならば、これは
交通妨害になれば違反といふことにな
るので処罰されるのか、いろいろなり
ますけれども、交通妨害にもならぬ、軒
下にたたずんでおる、また、勧誘もや
らない、ただ立つておる者に対しては
道義がなかつたのであります。ところ

が、今度売春防止法第五条において、
売春の目的をもって客待ちをするとい
う者に対しては、これが処罰の対象に
なつてゐるわけでありまして、これをよ
ほど注意してやらぬと、先ほど金子検
事殿からもお話がありました通り、非
常に人権問題が発生します。それで、わ
れの方としては、よくこれを善良な
る婦女であるか、それとも売春婦であ
るかといふ点を詳細に内偵調査させま
して、慎重にこれを扱い、これら善良
なる婦女が売春婦と誤まり取締りを受
けることのないように、慎重なる処置
をするといふことを御報告しておきた
いと思ひます。

以上大体時間がたつておりますので
で、報告を終ります。
○委員長(青山正一君) どうもありが
とうございました。
○委員長(青山正一君) 次に、菊澤鏡
子さんにお願ひいたします。
○参事人(菊澤鏡子君) 私は青葉女子
学園と申します東北の女子の少年院を
預かつております者でございますが、
当学園に収容されております娘たちの
大部分は処女でございます。また、ま
た、売春と名のつく遊びをいたしてお
りました者が二〇%ぐらいもおります
ので、この娘たちから推しはかりまし
て、やがて設けられますはずの婦人補
導院の運営に当りまして、主として二
の五の項目の問題になります。この
生活指導の難点と存せられます点を申
し述べさせていただきます。どうか
このおきてを國をあげてお育て下さ
いますように、そうしてすみやかにこれ
を実施にお移し下さいますようにお願
ひいたします。

た、家庭の被害者はこの娘たちだ、私はこのように考えております。また、個人的に本人を調べてみますと、精神が非常に多うございませう。生まれたくて生まれた精神ではございませうが、これを利用すると申しますか、だましかかる、この人をだます社会の人、これの多いこと、ここにも私たちがおとなが反省しなければならぬところがあるのではございませうか、こんなふうに考えております。

で、前に申しましたように、売春と名のつくものは、私のところでは全体の約二〇〇くらいになっております。で、この中でIQ七〇以下がほとんどでございまして、それ以上はたった一人でございまして、以上の事実からいたしまして、売春を防止する方策とか、方法といたしまして最も効果的と存ぜられますこと、その一つは、私は業者に対する処置を強化していただきたいということでございます。少年院に送られてくる子供を対象として考えましても、業者の中には非常に悪質なものがおります、少年院の子供の場合には年令を偽らせておられます、その方法も非常になかなか巧妙で、雇い主自身が申しませんで、連れの者に申させているというふうな例もたくさんございまして、また、売春宿を教えたら承知しないと申されますので、先ほど申しました駅前交番につかまりました娘も、どうしてもそれを申しません。私が割合に町を知っておりまして、入った所からというふうなことから突き詰めたような次第でございまして、こんな意味からもこれを利用しようとする方——利用されるよりも利用しようとする

する方に重点を置いていただきたいような気がいたします。

その二番目といたしまして、施設、今度作られますべき補導院でございまして、この施設の運営者に人を得ること、これがまた大切なことだと存じます。これはいづれの世界にも同じことではございませう、とりわけ人間教育の道には最も大切なことでありまして、また、その中でも矯正教育には細心の注意を払わなければなりません。この意味で、ほんとうに真心をもってこれに当たるというふうな実力と熱意のある者でなければ、とうてい所期の目的を達することはできないのではあるまいかと考えております。

もう一つ、御男子の方の多くいらっしゃると思いますのでございませうが、このような施設の中で直接娘に關係いたしますのは、私は女性、その中でも母でなければならぬか、少年院の子でございませうけれども、パンパンをいたしておりましたような子が来ております。たとえ一つ一つの例をあげて見ますと、とげが立った、私のところでは女の職員が十八人おりますが、その中の勤務者が取つてあげようと言つたら痛い痛いと言つてどうしても手を触れさせなかつた、そして男の教官を待っておりまして、今度はあつちをほじくれば、こつちをほじくればと言つて長いこと男の教官にまつわりついていたというふうな例がございまして、そればかりでなく、男の教官の見た娘と、女の教官の見た娘との間に非常な違いがございまして、これは見解の相違と申しますよりも、子供の方から男の教官に対する対し方と女子の教官に対する

対し方が違つておりますので、見た面方が食い違つて参りまして、これが教育方針の上に非常にそこを来たして困ることもございませう。が、そう申しましても、八千万同胞の半分余りは男の世界なのでございまして、お笑ひになるかも知れませうけれども、ふだん必要なものでも重病のとき、病のときにはそこから隔離しなければならぬと、まさに売春婦はこれに当るのではあるまいかというふうなことも感じさせられております。

それからその防止の方策の第三番目といたしまして、先ほど申しましたように、六カ月という期間、これが何ともなりませうものならば、なおさらのこと保護更生の方策が強化されなければならぬと存じます。先ほどから申し述べましたように、この道はまことに険しく、それに付くましても退院後の更生への助力、助言というものが大いに必要になつて参りましようと思ひます。どうかいたしまして、もとに戻りたいという気持ち、これはほんとうに半年やそこらではなかなか絶えてしまわないものだと思ひますので、そのところから突つかい棒になつてやるもの、ややもするとくすおれようとする心にしつかりとしたものを与えてやる助言者、これが非常に大切ではございませうでございませう。こんな意味で、今後は、いわゆるアフター・ケアと申しますか、この保護更生の方の問題にいたしまして、私は少年院の場合も同じことを考えておられますが、社会復帰への漸移地帯がはしゅうてたまりません。少年院でせつかく教育いたしました子供たちも、これがないため

に、また、もとの道に戻る子が多いということを考えますときに、どうかこの点一つ固めてお考えいただきたいと存じます。

それから終りに施設の敷というふうなのがここにございまして、六項にございませうが、これにちよつと触れてみたいと存じます。すべての事情が許しますならば私はこういふ施設は小さいほど付くことだと存じます。もつと極端に申しますと、どなたがお金のおありの方が一人ずつこの娘たちをお預かり下さつていただけたらならぬばまことにありがたいと、こんなふうに考えております。そこまではなかなかいかないかも存じませうけれども、何とかして個人指導という点に重点を置いて、この子供たちをりつぱに育て直していただきたいという願いでございまして、失礼いたしました。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございます。○委員長(青山正一君) 次に、最後に西村好江さんをお願いいたします。○参考人(西村好江君) 私は東京都の婦人相談員の西村好江と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

実はきょう伺います正式の参考人が昨日突然熱がでまして、私が午後東京に呼び出されまして、こちらに伺うようにというふうな指令がございまして、ために、こんないい機会をお与えいただきながら、全体の婦人相談員を集めて一度意見を聞くという機会が持てなかつたということは、大へん残念でございまして、さらに、たくさんいただきました書類の中で、補導院の問題につきましても、何しろきのうの午後でございまして、十分な検討

もしてございませう。そんなわけで、御参考になることを申し上げるというよりも、教えていただく方が多くなるのではないかと願ひもございませう。が、ちよつと一年間の保護更生の面で働いて参りましたので、その面からと申しますか、婦人相談員として日々当つております苦勞とか、これに對してはいろいろふりよりの御援助をいただいたら、さらにやりよりのだがというふうなことを、一般論として申し上げさせていただきますと思ひます。

東京都の婦人相談員は、ただいま四十三名でございまして、このうち、立川市が一名、大島、三宅、八丈に各一名、この四十三名は、昨年の一月に任命されて、二十三区の福祉事務所及び三多摩の地方事務所(一名ないし三名という数で、重点配属になつております。身分は非常勤特別職、週四日というふうに規定されておりますが、御承知のように、都内並びに都下は大体この二月十五日から月末までに転廃業をいたしつゝありますので、赤線や青線、いわゆる集居地区というものを持たない地区の婦人相談員は、ほとんど全部この赤線、青線の方に動員されて、ただいまのところ、新宿その他を応援いたしておりますので、ほとんど休日返上というありさまで、更生婦人の相談に當つておる次第でございませう。

現在におきますところの仕事の運行情況と申しますのは、業者の転廃業によつて置屋へ出張相談をするわけでございます。やめるという置屋がありまして、そこへ相談員がしかけていきまして、相談をする。それから東京及び八王子の地方検察庁の更生相談室から

差し回しになるケース、これが一つ、それと民生委員その他協力機関よりの連絡によるケース、これに本人が自主的に申し出たケースというよりなもので、ただいま取り扱っておりますケースの比重と申しますか、その数の割合を申しますと、ただいまは業者の転廃業に伴うケースが大多数であります。その次は、地検の相談室扱いによるものでございます。協力機関と自主的に申し出るケースというのは今一番少いのでございますが、今後は後者が多数を占めるのではないかと想像されます。

と申しますのは、この売春防止法を立法せられたところの先生方には、もうすでに早くから、こんなことはもうとつと昔にわかつていたとおつしやることでございましょうが、私ども婦人相談員が自分ながらびつくりしちやつておりますのは、ふたをあけてみますと、帰郷する、帰郷するといふのが多い。先ほど浅草の署長さんからも御発言があったわけでございますが、それから結婚の数、これが非常に高率を占めておるのであります。疑問に思ひまして、これを分析してみますと、置屋へ行きまして出張相談いたしますときに、置屋が、まあ何でもいから帰るといふようなことを言っておけばいいのだといふこともありましようし、それとまあ、その日一日ちよつと会った婦人相談員よりも、今まで長い間一緒に生活してきましたママさん——ママさんというのですが、この人たちの方が親しみもありましようが、それでなかなか目がさめないで、そつちへ相談するといふような気持もございましょう。それと、管理下

にある従業婦の人たちは、とにかく多少でも金を持つてゐる。そこで、規律ある生活を好まないし、ことに役所なんかあまり好きじゃないというふうなことがあげられる。そして、大して当てもなく、ともかく帰郷するといつて、事実家へ帰つてゐるものもございまして、武蔵野の場合は、武蔵野市の中に帰郷しちやつておるといふような者もあるわけでございますが、まあ何と申しましても、売春をしてゐる人は、りつぱで裕福な家庭というものはほとんどあり得ません。必ず何らかの、たとえば貧困とか、家庭不和とか、いろいろの問題を持つたものが多いわけでございます。これは、先ほど菅原先生からお話がありましたように、こういう所へ帰りましたも、お金を持つてゐる間は、一週間や十日はいい顔をしてくれましようけれども、長くなれば、何かおもしろくないようなきつかけがあれば、飛び出してしまふとか、家庭の調整ができていないところに帰つても、落ちつかない。それともう一つは、金を目当てにだます人がずいぶん出てきてゐる。お金のある人と結婚をしたいと、結婚を世話してくれという人が出てきておるわけでありまして、こうして裸になつてしまふ。それから、なかなか役所へ行かないで、シナそば屋へ行つてみたり、食堂の女中をしてみたり、もともと意識の低い人たちでありますから、正當な生活はできませんで、いよいよ困り果てて、そのときこそ好むといふにかかわらず、相談に来るといふようなことになるのではないかと申すのであります。

だなんといふことを聞かれるのでありますけれども、確かに全面実施という意味ではピークでもございまいし、赤線がなくなつたといふことでも一つのピークであらうかと思ひますが、更生相談の面では、初め予定いたしておりましたものよりも、だいぶ先に延びてしまつたと申しましようか、二年、三年先に更生相談が軌道に乗つて、どうやら目安がつくのは十年くらい先になるのではないかと。これは、私、一度菅原先生と話し合つたことがあるのであります。菅原先生が十年かかりましようといふようなことをおつしやつたので、その根拠はといふふうな愚問を發しましたときに、まあ大して根拠もないけれども、そんなふうに思ふといふふうにおつしやつたのであります。それが最近の動き方によつて、身をもつて、なるほど十年くらいかかるのではないかとといふような気が実はいたして参つたのであります。従いまして、この方策をお立て下さいまうときに、昨年の予算が残つたといふようなことのために今年の予算を削るというふうなことでなく、まだまだ問題は今後に残されておるといふような考えの上に立つて先生方に御努力いただけたら、どんなに助かることかといふように実は考えております。

さて、次は、更生状況及び指導の方策について申し上げますと、ほんとうに完全更生だと私どもが太鼓判を押せます更生と申しますのは、大体二割くらいは見当なんです。これはお恥かしい話なんですけれども、特別な権利も持ちませんし、あまり人のいやがることを侵害することでもできませんので、二割、これはほんとうのかたい数字でございまして、もつと時をかけ、そうしてお金を使つて、ほんとうによく指導してやりましたなら、七、八割が更生するのではないかと、こう思われるのであります。もつともこの二割の中に、これは先ほど申しましたように、太鼓判を押せるところの更生、そのほかに長期指導と申しまして、たとえば吉原なり武蔵野八丁をやめまうと、私どもの手で更生させる、これはこの数字に入つておりませんが、手を尽しひまをかけましてやりましたら、完全に七、八割は更生できるという自信を持つております。

それから指導方法について申し上げますと、これはとにかくきつめて複雑なものを持つておるわけでございます。従いまして、いわゆる生活保護法によりまして、その対象のものの考え方と申しますか、その出発点に根本的な違いがあります。これに相談員が非常な苦心を払うわけでありまして、そこで、單身者の場合には婦人寮に入寮させる、母子の場合には母子寮、家族持ちの場合には低家賃の住宅に入れるとか、そうして就職のあつせん、生活保護をかけた、さらに医療扶助の適用などによつて経済的な問題を少しづつ解決させておきますけれども、何と申しましても、一番苦心を要しますのは、家の問題でございまして、これは最近取り扱つたケースでございまして、武蔵野八丁の青線で、二十七才になる醜業婦がおりますが、夫が悪くて離婚をし、年をとつた母親と子供二人を養ふのには、どうしても普通の女の収入ではやつていけない。それで売春婦になつて、八丁に身を沈め、毎月一万円なり一万五千円を子供と母親に仕送りをしておりましたが、これは郵便局の受け取りを見ましたけれども、親孝行だらうと思つた。まあ親孝行には違ひないのですけれども、親孝行を一生懸命にしていたわけでございますけれども、法の実施を目前に控へまして、警察の方の手入れもなかなかやかましくなり、ついにつかまりまして、八王子の検察庁から私どもの方へ回つてきた。そこで、この更生の方法をどうしたらいいかといふことを、私は本人にも相談いたしましたときに、とにかく老母と下二人の子供とがゐる。いなかの家は生活保護をかけよう、そしてあなたは寮に入つて單身で働いたらどうか、こういうことも話しました。ところが、先生、それはとてもない話だ。私のいなかには、私は大へん出世して、東京へ出てきて会社員になつてしまつたと言つてゐる。だから、そんなところへ保護をかけたならば、いなかへ帰ることもできないから、どうかやめていただきたい、こういうことなんです。それでは仕方がない。そこで、それなら第二段階としてどうしようかといふことになりまして、それじゃ仕方がないから、お母さんと子供を引き取る。ところが、七十幾つにもなる母親だから、いなかを離れるのはつらいし、お隣へ行つてお茶を飲むのもつらいといふことでしたので、何とかそこを引き払つて、東京へ十二月に引き取つた。そして本人に就職させるように説得をいたしました。そうなりますと、今度は住む家がない。お金がたくさんあつて、権利金をたくさん払い、礼金をたくさん

こういう場合に、夫が日雇いのような正業がございまして、正業の場合は一万円から一万二千元。ところが、これはほとんど家賃に取られてしまう。とてもしょうがないからというので、妻は売春をしているというようなことがあります。申し上げるまでもないのでございすけれども、家を与えさせれば何とか更正できるというケースがありながら、家がないために、婦人相談員はとまどつておるといふのが、

よつて流れて行つたり、流れて来たり、兵隊にくつついて行つてみたり、くつついて来てみたり、従つて、実態がとてまつかみにくいといふことでございます。それともう一つは、外人、ことに白人を相手にしている婦人たちは、大へん妙な優越感を持つてゐるわけでございます。ことにオンリーが本職で、キャバレーが内職で、そこでもた売春のアルバイトをやつてゐるといふようなケースは、ダブルベッド、

す。また、婦人施設におりました單身者も、施設におります間は食べていかれますが、多少こづかいもできるのでございますが、退寮して今度は部屋を借りました場合は、七千円、八千円じや、やはり生活困難で、また再び寛春をするかもしれぬというふうにも考えられますので、この場合も、安いアパートがあれば一段と更生するのに力になるのではないかとというふうにも考えられるわけでございます。

いから正業についでくれ。たまに夜出ることはいいから——そこには弾力性がついているわけでございます。たまに夜出るのはいいけれども、正業についてほしい。部屋を貸しているおかみさんが婦人相談員の変型みたいなことを始めてくれましたので、これは直接醜業婦にもつながることでもございましょうし、さぞ効果のあることでもございましょうし、またひいては、これらの女の人たちに部屋を貸す人たちが、

出せば、ひもになる。こういった町のヨタモノが更生を阻害している例がたくさんありました。このケースに関しては、相談員の熱意で、小学校のそばに文房具店を開かせたりしましたので、これがかえって逆効果になったというようなことも実はあるわけでございます。

最後に、婦人補導院の法案についてでございますが、先ほど申し上げましたように、何しろきのうのお昼にあず

でございます。それからまた法律問題に
疑点もあり、幾多の議論は繰り返した
のでありますが、どうかそういう大目
的のために、多少の欠陥がありまし
ても、何とかしてこれをお通し願いた
いような気が一ぱいあります。ことに
四月一日を控えておりますので、必
ずしも正確を期するような回答は望め
ませんでしたが、なかなか議案やその他
では、いろいろ順序や何かございま
しうから、四月一日までに何かする
ことは一つお許し願いたいというこ
とで、先ほど申しました通り、おじ
ぎをしてもお願いをしたいと、こうい
う次第であります。

○大川光三君 売春防止法の生みの親
だといわれております菅原さんが、た
だいまお言葉の通りに、何とかして四
月一日に間に合わせたいという、その
お気持はよく承りました。ただ、私
の私に、この点でいまだ一点何
いいたいと思ふことは、補導処分
その目的やよし、しかしその手段にお
いて自由を拘束することは、多少行き
過ぎだといふ一つの考え方、いま一
つは、もしそうして補導処分によつて
自由の拘束をするのだということであ
れば、この法律はいわゆる刑の執行に
かえて補導処分をやるよりも、むしろ
刑そのものにかえて補導処分をやる
いわゆるこの補導処分を受けたことは
何らの前科にもならないのだというこ
とで、いわゆる刑にかえて補導処分を
やるのがいいのではなからうかとい
う考え方があるのですが、その点につ
いて、もう一べん御意見を伺いたい。
○参考人(菅原通清君) その点は、十
分私も両者から論議を尽して承った

のでございます。当時審議会として通
しますときには、一松先生からも、だ
いぶその点について詳しくお話を
いまして、いろいろの議論の点は、私
はこゝでもつてそののよしあしにつ
いて申し上げるほどの確信はございま
せんけれども、先ほど申し上げた、この
法律をよく読みますと、かなり親切な
ことが盛り込まれているのじゃないか。
むしろ、私どもが見ると、お客様でも扱
ておるような気がするくらいで、
なかなか親切にやっておるのですか
ら、今の御意見も一つとでもだと思
いますが、どうかその点は一つ専門家の
方にお聞き願いたいのであります。私
にいたしましては、切にお通しを願
い、こう考えております。

○大川光三君 もう一つ関連して伺
いたいと存じますのは、今度の売春防
止法並びにその一部を改正するとい
う法律案に関連いたしまして、ごらん
の通りに、補導処分というものは、裁
判所に判決を言い渡すときに、同時
に補導処分を言い渡すところ、今
日の御承知の裁判というものは、い
ゆる公判中心主義と申しますか、た
だ法廷でその犯罪の事実の認定をや
つて、そうして果してその被告人が補
導処分をなす適格を有しているかどうか
というところは、裁判所だけの判断で
相違ないかという問題だと考へる
のであります。そこで、御承知の家庭
裁判所の中には、少年をよく調査した
しまして、あるいは保護鑑別所に入れ
て、その少年の性格あるいは生い立
ち、精神状態とかいふものを、よく調
査することになっておりますが、それ
と同じように、この補導処分を言い渡
します前に、裁判所において、いわ

ゆる裁判所の調査官というものを置き
まして、それぞれ専門的な立場で調査
をして、その調査官の報告に基いて、
裁判所が最後に判決の言い渡しをする
というために、そういう裁判所調査官
を置く必要がなからうかというように
考えられますが、その点はいかがで
ございましょうか。

○参考人(菅原通清君) この点は、先
ほど申し上げたように、私は、むし
ろ家庭裁判所でやっていた方がい
いのじゃないかというふうな、これも
漫然たるゆえんでございまして、これ
も、その審議会においてもそういう
意見がたびたび出ました。自然そ
ういうふうな点から見まして、家庭
裁判所に調査官云々ということが果
してどうかということも考えられる
のですが、しかし、ここでやる以上、何か補
助のために調査官を置くことにせざる
を得ないようにならざるを得ないか。も
つと端的に申し上げれば、家庭裁判所
でやつていただけだったのですが、何
だか家庭裁判所の方で少しきつたの
じやないかという気もするのです。

○大川光三君 ただ、菅原さんの御意
思は、家庭裁判所でやつてもらうとい
う意味は、今度は裁判所にも家庭裁判
所と同じような調査官を置くというこ
とには御異存はないわけではございま
すね。もし家庭裁判所が扱えない場合、
裁判所独自の調査官制度というものを
こしらえて、そうして判決を言い渡す
ときの一つの補助とするということ
に、御異存ないわけではございませ
ぬ。○参考人(菅原通清君) それはどう
も、よく……。私の返事はわからないこ
とばかりで申しわけないのですが、あ
そこの知識がございせんからですが、

どうもそのとき承わつていて、皆さん
の御意見によると、どうもマッチしな
いのじゃないか。しかしながら、やる
以上やむを得ないのだから、補助する
意味において置くよりまあましな
がないのじゃないかということでは
ないか。

○大川光三君 次に、東京地方検察
八王子支部長金子さんに伺いま
すが、先ほどのお話の中に、街娼の八〇
は麻薬中毒者である、しかもその麻
薬というものは暴力団が密売をいた
しておるというので、結局暴力団の麻
薬密売と、麻薬中毒と、そして売春
という、この三つのものの因果関係が
結ばれておるうちに私も感じたので
ありますが、そこで売春を根絶する
あり、そんな大きな理想じゃなくても、
売春を防止するといふ建前で、まず
先決問題としては、暴力団の麻薬密
売をまず取り締まるべきか、あるいは
密売、麻薬中毒、売春が因果関係に
ございまして、この三者の因果関係に
ついて、どこに重点を置いて取り締
まるといふことが疑問になるのであり
ますが、その点に対する御意見をお伺
いたしたい。

○参考人(金子満造君) 先ほど申し
上げましたが、街娼といひまして、
これは八王子支部管内の基地売春の
娼婦なんです、その娼婦の大体まあ八
〇は麻薬中毒者だと、こういうふう
に申し上げたわけですが、そうしてそ
ういつたものとそれから暴力団との
関係なんですけれども、麻薬を密売
しておるもの全部が暴力団の手によ
ておるかといふと、そういうわけでは
ないのではありません。まあ大体麻薬密
売をやつておる暴力団ないしは暴力団
の手下といひますか、まあ小悪連とい

うような連中が相当おるといふことを
申し上げたわけなんです、少し足り
ない点がございまして、わかりませ
ん。

そこで、大体悪連隊なんかは、売
婦にまず麻薬を注射しまして、そし
て一種の中毒者にしてしまふ。それで、
その結果まあ売春婦がどうしても麻
薬がないと生活していけないというの
で、麻薬をせびる。そこをまた暴力団
の連中がよいことにして、その麻薬を
売りつけるというふうな関係になつて
おりました、これはどうして今後こ
ういつたようなケースが相当ふえるの
じやないかと考えておるのですが、昨
年あたりなんか非常に、私の方の管
内でも麻薬の事犯が多かつたわけであ
ります。それらをどう探つていくと
大体、全部ではございせんが、相当
売春婦と関係があり、それからまた暴
力団と関係がある。売春婦の中には、
売春婦のところへ悪連隊の手先が持
つて来て売春場台もありまして、それ
からまた売春婦自体が進んで横濱の方
へ行つて麻薬を手に入れるとか、ある
いは新宿の方へ行つて麻薬を手に入れ
るとかいうような形で、麻薬を手に入れ
る場合もあるのです。従つて、どうし
ても売春を徹底的にやるというには、
これと並行してやはり麻薬事犯をや
る。さらに、うしろにひそんでおる暴
力団体、悪連隊をやらなければ、結局
完全にこの種事犯が撲滅できないじや
ないかといふふうに考へるわけであ
ります。

○大川光三君 先ほど金子さんのお言
葉の中に、基地売春で自動車内の売春
が行われるというお話がございした
が、これは一体どうして取り締ること

になるのでしょうか。この条文から申しますと、木かけとか、あるいは人目につかない所で、自動車の中で売春行為をやつておるといふことを見つけても、現行犯を見つけても、処罰できないといふところに、この法のざる法であるゆゑがあると思ふのです。もちろん自動車の中でも、道のまん中でやらぬでしようから、人目につかぬ暗がり自動車内の売春の現行犯があつたときに、どの法律で取り締まることになるでしようか。

○参考人(金子満造君) この自動車内の事犯ですが、これは最近非常に福生警察の管内になつておる横田基地の事件なんです、警察の方でカフエとかキャバレー、それから旅館なんかの検索を盛んにやるものですから、そこで一つの警察の策と申しましようか、それからまた大体不良運転手ですが、これらがかせがないといふので、立川あたりから参りまして、そしてそこにあやまり助手ですか、助手がくつづいておつて、そして売春婦を乗せて、そして駐留軍の兵隊を誘つて、自動車全体を道路のわきの空地とか、そういう所へとめて、運転手が要領よく立小便をしている。その間に売春をやるというやうなことを、警らしている警察官が、自動車がとまつているがどろだといふので、発見するわけなんです。で、まあやつてゐるものから、それでまあその売春婦が、大体平素やつておる連中なものですから、まあこれを検挙してゐるというやうなことになるわけでありま。

○大川光三君 現在、たとえば勅令第九号でいけますが、新法になつて勅令九号が廃止になるといふことになりま

す、単純売春は処罰できなくなりま

すから、あるいは運転手とか助手は勸

誘罪、周旋罪でいられるかもしれませ

んが、しかし当事者御本人は処罰でき

ぬといふことになるのではないでし

うか。

○説明員(横井大三君) 今のお話の当

事者同士の問題でございますが、これ

は確かに、新しい法律ができてまして、

これではそのまゝの形では何ともい

ないと思ひます。運転手が周旋になり

ますとか、場所提供になりますとか、

そういう面では問題になるが、売春行

為自体を処罰する規定はございませ

んから、それ自体を対象とすることは

できない。

○大川光三君 それから、再び金子さ

んにもう一つだけ伺ひますが、これも

先ほどお話の中に、更生保護室を大

いに活用せよといふ御議論のその理由

として、現在のこの法案にいわれ

ておる補導院では収容人員におのず

から制限があるんだから、どんどん補

導院に付することもできない。言いか

えれば、補導院の収容能力に依つて

いわけの補導院に付する言ひ渡しを制

約されるというやうな、ちよつとお言

葉を拝したんですが、これは補導院が

わすかに二百八十人しか収容できない

から、補導院の言ひ渡しにさしかけ

んをするんだといふのは、私は補導

院の目的は達せられないと思ひ。そ

こで、補導院の必要性あるいはその

有資格者があれば、検事局なり裁判所

としてはほとんどやはり補導院を言

ひ渡すべきがほんとうであつて、収容

人員に制約されて違反をさしかげんす

といふことはできないと思ひますが、そ

の点はいかがでございませうか。

○参考人(金子満造君) この補導院と

の關係ですが、これはもちろん第五

条が、これはもうよくよくの場合で

て、大部分は起訴猶予その他の処分

いたしまして、いわゆる公判請求を

するといふことは、売春につきまし

ては例外なものでございまして、その結

果、結局補導院へ持つていくといふの

はごく少いといふことにもなるわけ

なでして、先ほど私が補導院の方の

が少いから片つ方を少くするといふ

ではないので、根本はもろろんこの

五

条の精神によつて、売春に對しまし

ては根本的に保護更生で、処罰といふこ

とはもちろん考へるべきではないわけ

なんです、しかし、その現状からい

いますといふと、補導院の数も、でき

ればこれはたくさんあるほどもちろ

んよろしいです。東京と、それから大

阪、福岡では、遠くの北海道とかある

は東北の者を連れてきて、これは非

常に不便で、できれば数が多いほど

ろしいのでありますが、なお私の極力

申し上げたことは、現在東京地

検を初めとし、多くの大きな地検にお

いては、いわゆる更生保護室といふも

のをやつておきまして、これで相当起

訴猶予その他の処分をいたしておるの

であります。これにつきましては、で

きますれば一そう拡充強化していただ

きますれば、補導院へ行く前に、医

その他の調査機関において十分その適

否をきめることができるじやないか

と、かような意味で申し上げたわけ

なんです。

○大川光三君 菊澤さんに一点だけ伺

いたのであります。先ほどあなた

の

御意見を拝聴いたしました、さすが多

年この道に携わつておられる女性の立

場から、そしてまた園長としての非

常な親心から、切々胸を打つやうなお

言葉をおっしゃつておられますが、た

だ最後にいふに、いふに、いふに、

院後の保護、助言、助力といふもの

力を入れようといふことは、全くごも

ともかと存するものであります、それ

に關連して、個人補導といふことに

及される前に、時間が足りなくて十分

その意を尽しておられぬと思ひます

で、個人補導についてのあなたの御意

見をいささしく詳しく伺ひたいと思

ひます。

○参考人(菊澤鋭子君) 理想的なこと

になるかも知れませんが、私も、私

は、こうした矯正教育だけではござ

いませぬけれども、矯正教育の場合に

は、特にその娘たちの個性に依り、ま

た実情に依りまして、教育をしなければならぬと存じておりますので、個

人補導と申しまして、特別なことを

いたしません、ほんとうにうちの娘

として預かつて、そして先ほど申し

ましたやうな線、朝から晩まで娘の修

業に従事させるというやうな、ほんと

うにやさしい考えでございませ

す。

○大川光三君 ありがとうございます。

○一松定吉君 ちよつと菅原君に一

つ。あなたは専門家でないので、

専門家でないあなたを法律の専門家

ある僕がいじめる意味ではありませ

んから、これは一つ悪しからず御理

解の上で、あなたのほんとうの正しい御

見を承つて、この法案の審議の参考

にしたのでありますが、私どもは、この

春防止法について、売春行為をする婦

女の将来改過遷善の実を上げて、再び

こういうことをしないやうにこれを指

導誘致していくことが、売春法の終局

の目的でなければならぬ。そういうこ

とで、売春をやつた婦女が起訴され

て、裁判を言ひ渡されるときに、刑法

二十五条によつて、情状によつて執行

猶予の言ひ渡しをする。執行猶予の言

ひ渡しをするのは、将来再犯のおそれ

がなく、これは必ず改悔するだらうと

いふやうなことを前提として、裁判所

が執行猶予の言ひ渡しをするのです

から、これは非常にその将来を裁判官

洞察して、この婦人ならば再犯はしな

いだらうといふことで執行猶予の言ひ

渡しをするのであります。だから、非

常に情状のいい者なのであります。そ

うすると、情状のいい者を執行猶予の

言ひ渡しをして、そして今度の一部改

正法律家の十七条で、いわゆる情状に

よつてその者に対して補導処分を言

ひ渡すことができる。こういふと、あ

なたの先刻の言葉のうちに、補導処分

を言ひ渡すやうな者はもう煮ても焼

いても食へぬやうな者だから、補導分

といふことで、これを自由を拘束して

云々といふことがあつたが、それでは

委員長として大へん補導処分の趣旨が

達つていられないかと。実は私もあ

なたと一緒にこの法案の審議に當つた

人だが、それでなくて、ほんとに、

執行猶予の言ひ渡しをして補導処分

何もなくても、これは改悔の情が、

必ず法律で定められた判決を言ひ渡

した一年か二年の間には改悔するのだ

といふことで、補導処分を言ひ渡さぬ

で、判決を言ひ渡す。その人間は、言

ひ渡されたその期間が経過すれば、当然

に

に

に

何事もなく済むわけです。ところが、あるいはこれは再犯するかも知れぬからという者に対して、補導処分が必要なのだ。煮ても焼いても食えぬようなやつじゃない、やはり情状酌量すべき余地がある。しかし、これはこのままに、もう補導処分も何にもせぬでは将来案ぜられるから、補導処分に付せよと、こういうことなんだ。

その補導処分に付するについては、今大川君の言われたように、裁判所だけではわからないから、それを補導処分に付する必要があるかどうかというのを調査する調査機関を設けて、調査した上で、それを参考資料として、裁判官が執行猶予の言い渡しをするときに、補導処分に付するか付せぬかという参考資料を提供せしむるといふことは、これはまあいいことだ。これは、そういうことは法案のうちにないから、これはわれわれ法案を審議する立場から考えなきゃならぬが、私の心配しておるのは、この補導処分によって身体を拘束するということ、自由を拘束するということがある。この点について、私は、補導さんの、身体拘束とかというようなことはなくて、そうして個人指導というのを受けるような方法を講ぜられれば一番いいという補導さんの御意見は、さすが大川君がおほめになったように、あなたが多年そういう保護事業に従事せられておつた経験から割り出した言葉であつて、私も感心している。だから、その補導院というものを設けて、その補導院の中に入れて、社会と交通を遮断して、そうしてこれをりっぱに指導誘掖しようなんというところは、これは行われませんよ。また、かりに六カ

月入れておつたからといって、そういう一つの悪い習慣を潰すわけられた婦人が、六カ月でもうそれを出てしまえば売淫はしないのだということの保証は、これはできません。だから、私は、補導院というものを一つの外部との交通を遮断するようにな、ちやうど刑務所に入れるようなことになくて、何かこう、からだを自由にしておいて、そうして保護司というものがその人の一挙一動について指導誘掖し、職業とかあるいは素行とかというようなものをこれに身につけさせて、そうして再び犯罪を犯さないような方法が一番いいと私は思うので、で、補導というものは必要なんだ。ただ私は、その補導院というものを設けて、そこに収容して自由を拘束するといふことが、私どもは、もう犯罪人としてこれを実刑を課するのではないといふことで執行猶予を言い渡した婦人だから、その自由を拘束するといふことは、これはよくない。ことにそういうものが何らかの方法によつて、見ると、これに令状を発して、警察官や検事が令状を執行してやるとか、あるいは捕縄をかけるというやうなことだとすると、これは刑務所に入れると同じやうなことだから、そういうやうなことをせぬで、ほんとうに改過遷善の実を上げるやうな補導方法といふことを考へることが、私は政治家の義務だと、こころ思うのですが、この点について委員長であらせられたあなたの腹藏なき御意見を一つ、われわれの参考のために御発表をお願いしたい。

○参考人(菅原通清君) 一松先生から大へん御同情ある前置きがございまして、たので、まあこれ以上申し上げること

はないのですが、先生のお話を承わつておると、まことにものとも、私もしかくありたいと、こころ思います。さて實際となると、そういうのかどうか、あのときも数回——何回もこれ繰り返しました問題で、再び申し上げませんが、どうしてもこういう制度は、いろいろの欠点も多少ありますが、またいいところもかなりあるのじゃないかという点においては、ちつとも変らないのでありまして、先ほど私があつたは煮ても焼いてもやれないやつばかりをという、言葉が悪ければ取り消してよろしいのでありますが、まあ大体においてひどいのが来るのじゃないか。これをどうも、あれとしては取り消しておわびしておいて、腹の中ではそうでもない。どうも何かこういふ形のものがございまして、やつていけぬのじゃないか。また見ようによつて、自由拘束、あるいはここに収容所ですか、いろいろの中では手錠をはめるものもあるやうです。手錠といふのですか、何といふのだか、あるやうです。だから、非常にやかましく考へるが、また一方から考へると、かなり親切な方法じゃないかといふ点も考へ得られるのです。内容を一々検討しますと、相当、いかにも遠慮しいしいやつていふやうな傾きが、むしろあり過ぎるのじゃないかと考へてはおるのです。これもいけませんでしたら……。

○藤原道子君 関連して。私はやはり、一松さんと同じように、審議会の審議委員の一人といたしまして、会長にだけお気の毒な目にあわせるのは耐えられないわけですが、これは審議会から客申した中には、保護具はなかった。これは法務省の原案として出てきたのじゃないのかというように私は理解しているのですが、それと同時に、これは充春婦といへども刑務所へ入れるのは気の毒だ、罪にしろくはないといふやうな気持から、ほんとうは刑にかえて保護処分に付するといふのが、私たちの真意だった。けれども、いろいろな手続の關係上、これを家庭裁判所にお受けいただけないやうな点もございまして、それでどういふ結果になったのであつて、これは私は非常に残念だと思つて、これ以外に方法がなかったといふけれども、これ以外に方法がなかったといふことになる、従つて、保護具であるとか令状の問題等について、当委員会において今後だとしていきたい。これは会長の御意見ではないかといふことを、審議会の意見ではないかといふことを、私は申し添えておきたいと思つた。

○一松定吉君 今のあなたの御答弁について、これ以上追加しません。あなたは法律家じゃないのだから、あなたがどうかして改過遷善の実を上げさせたいという、その御趣旨のあるところを私は了いたしましたから、これ以上のことは私は申し上げません。

そこで、補導さん、あなたに一つも一べん伺いたいが、あなたの、そういう拘束なんかせぬで、一つ個人に預けて、そうして自分の子女を指導誘掖するやうな方法があればけっこうだといふやうな御意見、私は非常に賛成するのだが、それをもう少し具体的に、たとえば、こういう充春婦で裁判を受ける人間が千人ある。保護司が千人あ

れば、千人に一人ずつ預ければ、これは非常にいいわけだが、費用も要るわけだから、何かこういふふうにしたら自由は拘束せぬ、そうしてこれらの人を改過遷善せしめる有効適切な効果を上げることができるといふ方法をお考えがあるならば、それをお話ししていただきたい。

○参考人(菅原通清君) ほんとうにむずかしいことでございまして、仰せのことによつて答へるのもむずかしいのでございまして。私の所に二度来た子でございまして。私の所に一度目に、ある岩手県のいな町の理髪店におりました。そこで放浪婦と書いてございまして、けれども、充春を強いられたやうなことから、家を飛び出して参りました。そうして私の所に保護されました。一年四月くらいたつた存じますが、おりまして、仮退院を許しましたところ、預けたはずのその母が、十四日に姿を消してしまつた。これはまた、母は母なりに男の人と出たのでございまして、それが、それで舞い戻つて参りました。戻し収容の形で、せんだつて、今度は一年八カ月でございまして、私の所に収容いたしました。出した子がござい

下着から全部ととのえて、嫁にやる気持でそこにやりましてございませう。

こんなことから考えまして、私は、今年こそはこの少年院の社会性ということに努力したいと存じております。

と申しますのは、こういつたかわりのあるおうちでございませんと、一向少年院とか、ここにこの補導院のことはこれからでございませうから、さうございましてよろけれども、ご存じないのでございませう。認識していただけないのでございませう。そんなわけで、せつせと社会との交渉を持ちまして、

そうしてこんな子がおります、こんな娘がおりますということ、何とか開拓していただけたら、全部とはいかないまでも、そのうちの何%か何十%かは、何とか救われるのがあるんじゃないかというように考えております。

私が個人指導ということをお考えなのは、少年院におきまして、売春の者が二人寄りまして、なかなかむずかしいのでございませう。一人でございませう、思い出しもそう新たにはならないと存じますけれども、二人でございませうと、昔語りをしていただきます。そうすると、またそれに誘われて、おもしろおかしく話に乗るのがございませうので、そういう意味から、離したいということは痛感しております。

以上でございませう。

○一松定吉君 大へんよいお話を承わりました、けっこうですが、それを実施するのにはなかなか費用も要るし、いろいろな人もたくさん要るだろうから、実施上いろいろ困るだろうと存じます、ただし、参考にはなります。

この婦人補導院法の第七條に、一カ月に一回在院者の健康診断を行うとあ

る。その二項に、健康診断について必要な場合においては採血その他の医学的処置をとることができるとある。これは私は、自分が厚生大臣をしておつたときに、芸者の健康診断をするとか、淫売婦の健康診断をするとかいうて、局部を見るとかいうことは、これは婦人に対する侮辱だ。だから、さういふようなことをせぬで、いわゆる採血検査、尿の検査によつて、その健康診断をする方法があるんじゃないか。

さういふことによつて局部の検査ということはやめたらよからうということをお考えなされて、それを実施すべくやつてみようとしたところが、なかなか費用が要る、医者がたくさん要るから、それができなくて非常に困つて、そのままだにまゐつておるわけだが、おそろくこの婦人補導院法案の第七條のいわゆる健康診断といふのは、これはまあ、提案者に質問せぬとわかりませんが、同じくこれは局部をやはり見るのだと思ふのです。さういふことは、婦人の立場上、あなた方はどうお考えになりますか。それを一つあなたなり西村さんなりの御意見を承わりたい。

○参考人(西村好江君) あまりよく伺つていなかったのですけれども、実は、これはなかなか考え方がいろいろございまして、うけれども、私も婦人相談員といつたしまして相談にあずかるときに、性病のことを、あなた、性病を持つてゐるのじゃないかということをお聞き合はせてございませう。さうすると、大体、性病は持つていないと言ふのです。そこで、われわれも、ないと言われれば、どうもこれ仕方がないものですから、何とかしてこれがわか

るような方法はないものだろうかと思ひまして、婦人相談所にその方の専門のお医者さんがいるものですから、その先生から講習を受けたのです。さうしましたら、まずい話になるのですけれども、足を広げて歩くような女の人とか、腰を曲げるとか、さういつたよ

うな外部的にわかるようなものもある。その辺で一つ見当をつけたらよろうというふうなことを言われたのですが、まあそれなかなかむずかしいことで、ただ、今、先生の御質問の、局部を見られることに對してどう思ふか。これはだれだつていやでございませう。それは、喜ぶ人はありませんけれども、ただ、街娼なんかの場合は、普通の人が考えるほど……。われわれは、私も売春をしつたと言つたら死んでしまひますけれども、それとまたちよつと違つた考え方を持つていて、

まずいことなんですからけれども、それは、われわれが舌をかんて死ななければならぬといふような觀念までは持つていないといふふうに、私もは考えられます。

○一松定吉君 私の言ひのは、局部を見なくても、血液検査、尿の検査で見ることができるといふことを前提とするのです。さうすると、局部を見なくても、血液の検査、尿の検査で、さういふ梅毒が淋病があるとかないとかいふことがわかるならば、さういふことを明らかに、婦人補導官の第七條のこれを、われわれ立法者の立場では考慮して、この案をやはり修正しなければならぬ。さういふことであなた方に今聞いておるのだが、あなたは、淫売婦をしておつた人間は、われわれの考えと違ふからといふことだけでは、今、

私のお尋ねのお答えにならぬが、あなたはそれとして、一つ菊澤先生に聞いてみましよう。私の言ひようなことが、よくはないですか。

○参考人(菊澤鋭子君) 私もさういふことは詳しく調べて参りませんでしたが、けれども、私の所では、ただいままで支障を来たしてはおりませんでございませう。と申しますのは、血液検査をいたしまして、それは保健所の方に頼んでおります。それから、その中でこれとこれとがマイナスだとかプラスだとか、いろいろ書いてくれるのでございませう。それによりまして必要な処置をいたしますが、やはり女でございませう、おばあさん、女医のうちでもう六十なんぞでございませう、それがいたしてございませう、さういふことはあまり感じないで今まで済んでおつたのでございませう。

○一松定吉君 この十一條の「婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。」とあります。ごらん下さい。その懲戒には、嚴重な罰戒をするといふこと、それと、十日をこえない期間謹慎室で反省せしむるというところ、これはまるで監獄ですね。さういふようなことはどうでございませう。これはあなた方御婦人の立場で、さういふことは別として、十日間謹慎室に入れるといふことになると、結局外部と遮断して謹慎させられて、全く自由を拘束されてしまふのだが、さういふことは淫売婦を更生せしむる処置として適当な処置とお考えですか、どうですか。

○参考人(菊澤鋭子君) 少年院の場合には、二十日をこえない程度にということになつて、やはり謹慎のあれがございませう。これは全部が全部と申すのではございませうし、どんなことをしたたられでも謹慎させるというのではございませう、いわゆるあはれて何ともなりません者は、やはりおりますのでございませう。で、さういふ者には、監獄のようだと仰せになりましたが、謹慎室にも度合いがございまして、さうして私の所も、その程度で入れる部屋が違つてゐるのでございませうけれども、あはれてあはれて何ともなりませんときには、やはりそこに入れて、静かにさせなければならぬということがございませう。さういふときに使つてございませうでございませう。

○一松定吉君 さうすると、あなたは、この法文は、これは修正する必要はないのだと、さういふお考えです。これは刑務所に入るんじゃないのです。これは補導するための処置なんだから……。

○参考人(菊澤鋭子君) 私は一地方だけしか歩いておりませんので、先ほどから東京都のことを伺ひまして、だいたいぶん様子が違ふなといふことも感じたようなわけでございまして、その地方地方で実情が違ひまして、また子供によつて違ひますので、修正といふことは今考えておりませんが、やっぱりこれを運営していく者の考えで、いかようにもなるのじゃないかと存じております。

○一松定吉君 あなたといつまで押し問答していても仕方がないから、西村さんに一つ今のところをお尋ねすると同時に、この十五條をごらん下され

る。その二項に、健康診断について必要な場合においては採血その他の医学的処置をとることができるとある。これは私は、自分が厚生大臣をしておつたときに、芸者の健康診断をするとか、淫売婦の健康診断をするとかいうて、局部を見るとかいうことは、これは婦人に対する侮辱だ。だから、さういふようなことをせぬで、いわゆる採血検査、尿の検査によつて、その健康診断をする方法があるんじゃないか。

さういふことによつて局部の検査ということはやめたらよからうということをお考えなされて、それを実施すべくやつてみようとしたところが、なかなか費用が要る、医者がたくさん要るから、それができなくて非常に困つて、そのままだにまゐつておるわけだが、おそろくこの婦人補導院法案の第七條のいわゆる健康診断といふのは、これはまあ、提案者に質問せぬとわかりませんが、同じくこれは局部をやはり見るのだと思ふのです。さういふことは、婦人の立場上、あなた方はどうお考えになりますか。それを一つあなたなり西村さんなりの御意見を承わりたい。

○参考人(西村好江君) あまりよく伺つていなかったのですけれども、実は、これはなかなか考え方がいろいろございまして、うけれども、私も婦人相談員といつたしまして相談にあずかるときに、性病のことを、あなた、性病を持つてゐるのじゃないかということをお聞き合はせてございませう。さうすると、大体、性病は持つていないと言ふのです。そこで、われわれも、ないと言われれば、どうもこれ仕方がないものですから、何とかしてこれがわか

るような方法はないものだろうかと思ひまして、婦人相談所にその方の専門のお医者さんがいるものですから、その先生から講習を受けたのです。さうしましたら、まずい話になるのですけれども、足を広げて歩くような女の人とか、腰を曲げるとか、さういつたよ

うな外部的にわかるようなものもある。その辺で一つ見当をつけたらよろうというふうなことを言われたのですが、まあそれなかなかむずかしいことで、ただ、今、先生の御質問の、局部を見られることに對してどう思ふか。これはだれだつていやでございませう。それは、喜ぶ人はありませんけれども、ただ、街娼なんかの場合は、普通の人が考えるほど……。われわれは、私も売春をしつたと言つたら死んでしまひますけれども、それとまたちよつと違つた考え方を持つていて、

まずいことなんですからけれども、それは、われわれが舌をかんて死ななければならぬといふような觀念までは持つていないといふふうに、私もは考えられます。

○一松定吉君 私の言ひのは、局部を見なくても、血液検査、尿の検査で見ることができるといふことを前提とするのです。さうすると、局部を見なくても、血液の検査、尿の検査で、さういふ梅毒が淋病があるとかないとかいふことがわかるならば、さういふことを明らかに、婦人補導官の第七條のこれを、われわれ立法者の立場では考慮して、この案をやはり修正しなければならぬ。さういふことであなた方に今聞いておるのだが、あなたは、淫売婦をしておつた人間は、われわれの考えと違ふからといふことだけでは、今、

私のお尋ねのお答えにならぬが、あなたはそれとして、一つ菊澤先生に聞いてみましよう。私の言ひようなことが、よくはないですか。

ておる。その隣の部屋は、單純売春と銘を打ってやつておれば、どうにもする事ができないのでございますか、その点いかがでしよう。

○参考人(齋藤辰治君) 今、御質問の点は、新法実施後のことでございますね。

○宮城タマヨ君 そうです。

○参考人(齋藤辰治君) これは、今までのとちよつとケースが違ひまして、單純売春の檢査については、原則として

て検査される場合に、いろいろ管理吏
春その他のことがなければ手をつけれ
ませんが、そういうような点がなけれ
ば、先ほど横井總務課長から答弁
があったと思います。

○宮城タマヨ君　わかりました。

それから私心配して伺いたいのは、
警察の方からごらんになる女たちは、
今度の立法の五条違反でつかまえる
ことについて非常にきらつておりまし
ょう。

ね。もちろんそれだけでなくて、この
兜春防止法について、やむを得ずとい
うところで開口しているのをごい
ましょか。非常にこれは困るという
うに思ひながら服しているのをご
いましょか、その辺いかがでし
ょう。

○参考人(齋藤長治君) なかなかむ
かしい御質問でありまして、新法の五
条違反が兜春婦の人に喜ばしいかど
うかというのですけれども、これはあ

り喜ばしくないだろうと思います。
 (笑声) こういう点を私たちは心配して
 おるのです。単純兎春ということがあ
 まりよくわからないというふうな人が
 相当多いと思います。これらの事情を
 よく知っておる人は、単純兎春という
 ものは処罰されないのだ。だからいわ
 ゆる業者と兎春婦との話し合いで、こ

一七

それは単純売春だ、単純売春だと言つて、昔のケースを繰り返すおそれが非常にあるのじゃないかという点をおそれておられます。そういう点、単純売春の処罰がないということについて、いろいろ口にしておられる人がおられます。

○宮城タマヨ君 はい、わかりました。

もう一つ、浅草警察署には、婦人警官がおられますか。お茶くみ警官の若いのでなくて、ちつとお母さんらしい働きのできる婦人警官をお持ちですか。

○参考人(廣藤良治君) 盛り場には、警視庁の婦人警察官を配置いたしました。街頭に進出して、少年の捕等その他家出入の相談等にあずかつておられます。浅草警察署にも七名の婦人警官がおられます。それぞれ青少年の保護育成その他家出入等のめんどうを見て、そういうような点でいろいろ仕事をやっておられます。

○宮城タマヨ君 今度の売春立法の実施に伴って、ちつと役に立つような婦人警察官でございませうか、どうでしょう。それについてあなたの御意見をおっしゃって下さい。もつと年の多い、お母さん警察官を置きたいとか、いや男でけつこうという、どっちでもよいございませうから、御意見をおっしゃって下さい。

○参考人(廣藤良治君) これは非常に、われわれもこの委員会に出る前からその点に強く関心を持っておつたのです。婦人の問題については、やはり婦人によくんどうを見てもらうという点をわれわれとしても望むわけですね。警視庁でもそういう意味から、盛り場にも婦人警察官を配置した

のだというふうに考えておられます。そういう工合に上から指示しておりますから活用しております。婦人警官の年齢層、みんなそれぞれ、もう二十才前後の人はおられません。みんな三十才、三十才の人で、よくそういう点相談に乗れる人で適格性のものがあると私たちは思っております。

○藤原道子君 大へん時間もおそいございますので、簡潔に御質問いたしますから、簡潔にお答えをお願いいたします。

先ほど来のお話し伺つていて、自動車の中で売淫行為が行われていても、単純売春であればどうすることもできない。野放しにしなければならぬ。これは非常に困つた問題だと思つて、従つて、これは会長と取締りの方に、仕方がないじゃないかといつて作つたのでございませうけれども、会長、やっぱりこれは買入人があるから売入人があるのだ、売入人があるから買入人があるのだ、これは水かけ論であると思つて、従つて私は罰則である。さらに、単純売春をも処罰の対象にしなければ売春を根絶することはできない、こういうふうに考えておりますが、それに対してのお二人の御意見を伺いたいと思つてます。まず会長から伺いたしたいと思います。

○参考人(廣藤良治君) 今の自動車の場合ですが、必ずしもお金の受授があつたかどうか。それからそうでなく、このごろはそうでない人がずいぶん多いですね、えらい方。これは若い学生層その他、免状もらつてだいたい覚えまじつたから、あそこに行つて仲よくするのが多いのです。それが

目にあまるようなことが非常に多いのです。ですから今の、かりにそういうのを発見した場合には、何も必ずしもこの問題にかけないでも、ほかの方法で、風俗上のいろいろな罰則が僕はたくさんある。今、横井さんに承わりたいと思つておつたところです。当然これは何かのあれで解決しなければならぬ。外国ではみんなかけております。細君と一緒に。それでですから、当然これは書くべきことであつて、早くこれは何かの形で表わす方がいいじゃないかと、こう考えております。

それから、罰則といつても、今、男の方もあるときには罰則でしよう。今、街頭において風俗を擾乱した場合にはやりますね。

○参考人(廣藤良治君) ただいま道路においていろいろというのが自動車の中、その他に關係する、これはそのときの状況によつて、それが公然性があれば、公然わいせつ罪その他の關係がありませう、ですから状況によつて判断される。すべて自動車内のもので検査できないというわけじゃないと思つてます。

それからもう一つの、売春の、単純売春を処罰することについての意見であります。これはわれわれは、今後の法の推移を見守つて意見を申し上げなければ、軽率には私は言えないと思つてますが、ただわれわれの推測するところでは、単純売春というものが処罰されないというふうな關係から、脱法的な各種の行為が行われて、そこに風俗を紊亂し、付近の、近隣の良家の子女に悪い影響を与えるのではないかと、いうことをおそれるものです。

○説明員(横井大三君) 今浅草署長が言われましたように、公然やれば当然刑法の規定に触れるのでございませうが、先ほどお尋ねになりましたのは、自動車の中の人目につかないようなもの、単純売春であれば、これは自動車の運転手なり、助手なりが勧誘とかあるいは周旋とかそういうことでひつかかれば別問題で、人目につかない自動車の中へ女を引っぱり込んでやつたということになりますと、どうも今のところ、なかなかつかまえる法律を発見するに苦しいのでございませうが、しかし、具体的事情によりましては、何かひつかかるものがあるかもしれないが、抽象的にそういう御質問でございませうと、ただいまのようなお答えになるわけでありまして、ただ公然やればなるという署長さんの御意見は確かにその通りで、そういう場合にはやれると思つてます。

○藤原道子君 これはもう私はつきり申し上げておきたいのですが、最近そういう方向へ売春の形態が移つておるといふ現実があるから何つておるのです。だれだつてまづ昼間やしません。人目につかないところでやるのです。当りまえだと思つたのです。だけれども、最近そういう形態が多くなつていくというところを考えた上で一つ御考慮をお願いしたい。時間がございませうので押し問答やめませう。

それから婦人相談員の方がいろいろお仕事をなさいます上に、外部借金の問題、これが大きな問題になつてきておる様に私聞いておるのです。これに対して、金子さんとそれからこの相談員の方にお伺いしたいのですが、これはこの外部借金という名に隠れて、最近巧みにこれをカモフラージュして二重、三重の搾取が行われている。従つて、これもやはり前借に準ずるものというふうに考えて、これは無効にしなければ売春婦がかわいそうだ。それからこれがあつたために払えということになれば、結局また売春しなければならぬということになるのです。これはまあ大きな問題だと思つたのです。これらに対してどういうお扱いをしておいでになるか。さらに今後どういうお考え、どういうふうにしたらいいかというふうなお考えをございしたら、伺わしてほしいと思つてます。

○参考人(西村好江君) その外借金でございませうね。外借金の問題で方々にいろいろな問題が起つておられますが、しかし、ただいまのところ、まあ一応いろいろな形で品物を一部返すとかあるいは何といひますか、全部ではございませうが、お金の一部分を払つて片づけておるというふうなこともあるのでございませうけれども、実は新宿あたりでございませうが、やめようといふことを業者が声明いたしまして、どつと外部の借金取りが押しかけてきて、そうして従業員たちが脅迫をされてこわくて仕方がないというふうな事例が多くなつてございませう。そこで御承知かもしれませんが、例の田邊さんなんかやつていらつしやる婦人人権の方やなんか私ども集めまし

で、これをどうしたらいいかというよりな相談をしたことがございます。とにかく例の前借の問題はこれを棒引きにするという最高裁の判決が、昨年と昨年と二度も出ておりますが、こういったような判例が出ておれば、やりいし、それとまた、これによつてやはり更生する人がたくさん出るであらうというので、一べんわれわれにいいケースを出してくれ、実例に従つてこれを裁判まで持つていつて新しい判例を開くというよりなところまで持つていつてやれば一番いいからと、今われわれがいろいろ資料を集めておるといふ段階でございまして、できればはつきりした線を見せていただきたい。そうでない、こわくてかせぐ、もう一つは変な人情で、世話になつたのだから、借りた金を返さなきゃならぬなどつまらない人情を考へておつて、そのままだつたのもございまして、そんな方向へ一つ持つていつていただきたいというふうに考へております。

○参考人(金子満造君) 前借金の問題ですが、これはただいま西村参考人の言われた通り、最高裁の判例もありまして、棒引きだということになつておりますが、個々のケースによつてかなりむづかしい問題も出てくるので、一がいにちよつとこう申し上げられませんが、要は売春婦の更生というところをよく考へて、単に前借詐欺の問題ばかりでなく、月賦でいろいろなものを買つておる事例があるのです。こういった問題につきましても、よく考へてやらなきゃいかぬ。それにはやはり更生資金というものが売春婦に直接渡らないのです。そこでそれを早く何

とかしなきゃいかぬのじゃないかと考へられるわけなんです。政府その他でもなかなかそう簡単にはいかぬでしょうが、婦人団体等でもこの問題について積極的の一つ協力してやつていただきたいというのを申し上げておきます。

○藤原道子君 私は、見も知らないものに商人が貸せるはずがないのです。売春の宿にいる女であるということを知つて、それで貸しているのです。外部借金の問題は、それで業者はそれを二重、三重に暴利をむさぼつておるわけです。その中から棒引きしてやるわけですから、一つは売春の助長行為になると思ふのです。こういう点も考へてはつきりした線を出してほしい。そうしなければ、判例を出すことはけつこりですけれども、その間にひまもかかりまして、この売春転業は今が山でございまして、裸になつてから判例が出て追つかないのです。そういう意味で、これは法務省の方でも考へて願ひますと同時に、皆さんの御協力をいただきたいと思ふのでございまして。

それから、いま一つお伺ひいたしましたことは、会長とお取締りの監視庁でございまして、これはとかく赤線、青線だけが対象だという感じを与えておる。ところが、なかなかどうして芸者も相当数は売春している。この芸者置屋、芸者の実態、こういうものについてどういふお取締りをなされ、さらにどういふお考へに立つておられるか、取締りの立場においてのお考へ、それから菅原会長に伺ひたいのは、私ども

女で芸者買ひに行つたことがないのでわからないのですけれども、どういふ実態でしようか、一つ聞かせてほしいのです。

○参考人(菅原通清君) これは先ほど一松先生の方と違ひまして、私の専門の方ですから、(笑)一時間でも何でもしゃべりますが、時間ございせんのでしよから、実際これはどういふものですかというところは言えませんが、そう悪いものじゃない、こういふわけですね。いいものでもないと思ふ。ただ、今やうど幸ひにこういふ問題が世の中に出てきましたから、芸者屋、置屋並びに待合、料理屋その他がみんな火の粉をかぶるだろうと思ふのです。そうして彼らが非常に対立的意識になつて、そうして、やはりいじめめるというやうなことでなく、あの赤線の轍を踏まずに、赤線も御承知のこと、初めはかわいがつてやつた。特に僕なんか非常に転業については骨を折つてやつた。それがあつたやうに反抗意識になつたと同じやうに、この芸者その他がなると、またこれは厄介な問題になると思ひます。それですから、幸ひにして数日来前から全国の芸者組合なんか来まして、話をしてくれ、やれどこのと数回やつております。遺憾なことは、新橋、赤坂、柳橋のよう、彼らの間も対抗意識があつて、おたの方は一流だ、そんなものと一緒になれぬというやうな気もあるのです。が、そうでなく、一律のものにして、そうして全国的に何か考へて方針を定めなくちゃいけないとききたのだらうと思ふ。これを親切に今いたしませ

んと、今言ひ芸者もみずてんは売春じゃないか。なるほどみずてんは売春でしよが、芸者は国家——国家というとしかられるかもしれないが、と言ひ人たちがあつたから、です。これについていろいろあり方、たとへば通し花はいかぬ、泊るの、必ず全国的に十一時まででなきゃいけないとか、何時とか、第一芸者の性格というものが明らかでないのです。こういうものをちゃんとつかんで、そして気持ちのいい娯楽でなきゃいかぬ。このごろは御婦人方もかなりあつたところへいりしやいます。一度藤原先生とお伺ひいたしますが、どうかいい方の面を見ていただきたいと思ひます。

それからちよつとさっきのことではなはだ恐縮ですが、自動車の問題、非常に私にやんで考へておるのです。これはどうか今いろいろ横井さんの説明でもちよつと納得いきかねるもので、諸外国のあれではないけれども、しよるか。屋外のは全部いけません。自分のうち、極端に言へば庭でもいけなくらいに、屋内以外のものは全部取り締まれる。ただ、向うのおまわりさんがなかなか利口ですから、にやにや笑うのがありますけれども、それでいい、目に余つたものは、かなりひどいこともやる。初めはライトで照らして、改めないのは、行つて、あれはと言ひこともある。どうもあれは罰せられないというところは納得いかないのです。お教え願ひたいと思ひ、また、どうか取り締まる方へ結論を持つていつていただきたい、こ

う考へております。

○委員(青山正二君) 横井さん、特別をまつてお許しいたします。

○説明員(横井大三君) われわれも何とかして取り締りたいという考へを持つております。今おっしゃいますやうに、屋内以外は全部やれるというやうな解釈が立ちますかどうか、これは検討してみたいと思ひますが、要するに、日本の刑法で申しますれば公然性の問題になる。具体的にその場所に入らなければ、人が来るかもしれないという場所であれば、あるいはどこから見られてゐるかもしれないという場所であれば、あるいは公然とに考へられます。従ひまして、今のお話のところでは、私がこゝで考へましたところでは、公然性の問題である程度解決がつくのではないかと考へております。すべてのものが、自動車の中でありまして場合には取り締まれないと申し上げたのではなくて、むしろ現実には、具体的事情に応じて取り締り得る場合があるからではないかと、こゝ考へておる次第でございまして。なおしかし、今の菅原先生のお考へに従ひましていろいろ研究してみたいと存じております。

○参考人(菅原通清君) 芸妓の關係についてお話があつたのですが、これは芸妓も芸妓組合その他非常に今慎重な態度で、そういうやうなことで、いろいろ疑惑を受けては困るというやうなことで自衛しては困る、われわれの方でもよくその点強調してやつておりますから、おそろくそういう点の心配はそう大きなものじゃないというやうに考へております。

に三流、四流はやつてゐる。赤坂だとかあるいは新橋だとかいうような所は、おえら方が行くものだから、若干御遠慮の向きがあるのじやないかと思ひますから、そういうことのないようにお願ひしたいと思います。

それからさっきの自動車の問題ですが、これはぜひとも真剣に考えて、のがれ道ばかり御研究なさらないで、日本の画期的な法律を行なつていこうとするときでありますから、相当思い

切った解釈を下していただければけっこうだと私は思うのです。ことに外国に行つてみますと、日本の男の性道德のひどいことは非常にひんしゆくを買つてゐると思ひます。こういうこともあわせて御研究を願ひたいと思ひます。

それから、時間ありませんので一つにとどめます。これは青葉女子学園ですか、お伺いいたします。先ほどの御陳述の中で聞き漏らしたのですが、精神薄弱の問題、この問題は大きく犯

して、従いまして保護員というよりなものは一切使わないでやっている。それで大きな額へ、祖先に誇りの持てなない者は未来に誇りを持てというよりなことで、子供たちの将来に誇りを持かせるような指導がなされているのを見てきたのでありますが、保護員というのは絶対必要でありましょうか。女子学園としてお使いになっているかどうかなという点と、二つ伺わせてほしいと思います。

○参考人(菊澤鋭子君) お答えいたします。

先ほど申しましたのがはつきりいたしませんですか存じませんが、精薄のパーセントでございますが、六十九以下の者が私の所には四〇%ほど

ございます。これは全体のことでございます。それから、売春と名のつきまます行為をいたしております者の内情を調べて参りましたが、売春と名のつきまます行為をいたしております者

が全体の大体二〇％になっております
でございます。その中で、よく調べて
みますと、IQ 八十一の者が一人だけ
でございます。八十以上の者は一人で
ございます。あとは全部それ以下でござ
います。でございますが、また、お

もしろいと——普通かも知じませんけれども、あまりIQの低いのがありませんで、五十から六十の間が一番多うございます。

それから個室の問題をお答えいたしましたし

ます。私の所の施設をごらんいただきますとおわかりいただけるかと存じますでございますが、むねはずっと続きのむねに四種全部おります。つまり、初等、中等、特別少年、それから医療とあります。でございます。たとえは仮養

100

の子なんかは中等の子たちがばかにするのでございます。そういうことから

荒びたりいたします者は個室処遇と申しておりますが、静かな所に入れてほしいというのがございます。それから先ほど申しましたのは、また逆に荒びておりますね、この中に置いておきます

張つておるといふのがございますが、むね続きではございますけれども、区切つております部屋に移してあります。そこで静かに本を読んだりいたしてあります。それからどうしても個

室処遇をしなければむずかしいと申し
ますのは、逃走者、お恥かしい話でござ
いますけれども、逃がしまゝで、帰
りまして、それが大へんIQも高く、
自治当番と申しておりますが、そう

うな子が帰つて参りましたときに、どうしてもみんなの部屋に入れない、入りたくないという子がおります。そんなのは、割合長い間個室処遇と申しまして、一人、御隠居さんという格好で

100

いまのところありませんので、このごろは忘れられています。

○赤松常子君 きょうは、大へん皆さん
のなまなましい御経験を拝聴いたし
まして、うぶん勉強いたしました。
私、二、三箇單にちよつとお尋ねい
かしたいと思ひます。

が、先ほどからいろいろのお話が出まして、今度、売春対策審議会も、もう一期延長されたようでございます。私、大へんいいことだと思ふのです。が、いろいろ将来ですね、気長にこのの

問題は考えていかななくてはいけないことだと思ふのでございますが、名前はなんと変えられるか、それは適当に変えていくべきだと思いますが、もうどのくらいこういう対策審議会が持続されるのか、いかに早く見直されるのか、

○参考人(菅原通濟君) おととい突然延期のことを言われたので、まだ実は深く考えておらぬのです。任期がちょうど三月七日で、急にお話があったものを……。

のですから、延ばすということだけで、そこまではつきりしていません。それから当然名前は変えた方がいいのじゃないか、延ばすのなら、それからその期間がどれくらいと

いつのは、何か法律規定で二年となつておりましたね。ですからそれは二年として、終れば早くさつとやめるといふので、二年は仕方がないのじやないかと思ひます。それでこの間御返事申し上げておいたのは、ほとんどおでずしににならないような方々、それからまいぶん議員の方に、も御欠員があるものですから、そういう跡始末と申しますか、いろいろなことと對して

御協議といつては何ですが、御熱心な方がいいのじゃないかということだけは

お答えしておきました。

○赤松常子君 私むしろ跡始末といふよりも内容及びタイトルを変えましてこの問題を見守っていく。また、いろいろな問題が副次的に起ると思うので

○参考人(菅原運清君) まだその点もあ
るにすぎない。それに対処する。そのい
期間というものが、必要だと思ふので
ざいですが、それに対して簡単にあな
たのお考えをちょっと伺いたいと思ひ
ます。

れしておりますが、たとえば先ほど申し上げたような経過でありますから、業者、待合、料理屋に対する問題、風紀營業者に対する問題、最も大きい問題は性病に関する問題なんかに對しては、

ぬ。いわゆる風紀衛生対策委員会というものの形になるのじゃないか、それがいいのじゃないか。ですから万般のことについて御相談にあずかれるような、また、答申できるようなものにし

ていきたい。こう考えております。
たとえは私だけのことをいえは性病
問題を解決したい。こう考えておりま
す。

○赤松常子君 齋藤さんに伺いたいので

のでございますが、よく吉原をこま
で御指導下さいました。こういう問題
を取り扱っていらした間に、業者
の人々は、もう法律ができているから
観念していると思うのですが、その周
囲の中小商店、そういう地域の人々の
御意見も、先に大へんいい面は伺った
のでございます。けれども、この法律

からと言つてもいいくらい、この赤線地帯をなくさないでくれという陳情が赤線地帯を取り巻く中小商店から、たとえ土地の商工会とかというところからたくさんにきているのでございませう。そういう所がさびれるという懸念から、この赤線地帯が少しでも減るといふことに對して非常に消極的なのでございませうが、吉原地区ではそういう周囲の声というものがいろいろあつたと思つてあります。それに対して取締りのあなただ方の側から何か指導なさつたのでしょうか。そういう方との懇談をなさつたでございませうか。それはいふ人々の理解の程度をどうと伺いたいと思ひます。

○参考人(齋藤良治君) ただいまお尋ねの赤線の周辺の業者です。この方々がさびれるであらうといふことは最初からみなそれぞれ思つておりました。直接には警察としては呼びかけでどうしようといふようなことは警察側としてはしませんが、区役所とそれから町会、こういうような面の人たちがそういう点について非常に真剣に話し合ひをし、そういう關係によつていろいろな催しが行われました。それから現在もお、そういうような業者の、今後どんなふうにしていくかという点を区当局がいろいろ心配してあります。大体の今の状態では、あの周辺の業者がほとんど売り上げが半減してゐるというのを聞いております。これらに對して区役所当局が非常に心配して、区會議員その他と有力者の人たちと話し合ひまして、いろいろ相談をしておる現状であります。

○赤松常子君 もう一、二点ちよつと伺ひます。

いつも業者の人々が申されるには、転業資金の不足を言つておられます。ところが、あなたさんの御意見の中では、割に転業がスムーズにいふたのはあまり金に困つていないといふような御意見がございませう。これは菅原先生からもお話があつたやうでございませうが、吉原の場合、一流どころが、大どころが転業をなすつたでせう。で残つておるのはその転業資金に困つてゐる方々でございませうが、いかがでせうか。私、地方に参りましていつもふつつけられる質問は、金がないといふことを業者が言われますが、あなたの方の御経験からその転業資金の問題など客観的にどうするか、どういふふうにお考えでございませうか。

○参考人(齋藤良治君) ただいまの御質問については、私の方で転業は三十一日に法入組織の人たちが廃業する前に關係者を呼びまして、東京都民生局の首脳部の人にも来ていただきまして、そしていろいろ廃業について話を聞き、それでこれを育成するといふことをやりました。その際、転業資金を政府はなぜ考へてくれないかといふことを業者は盛んに東京都の当局に強く要望しておりました。しかし、そういうことはないといふことなんですね。業者の方でもあきらめて転業へと踏み切つたといふのが現状だと思ひます。従つて、内容が案であるとか何とかといふことでなくて、いずれも、そういう法律が施行になるという以上は、その法律の線に従わなければいかぬ、といふ点を業者が自覚しまして、それでそれぞれ一月三十一日に法人組織を廃業した。あと残つたのは個人組織の所、法人組織の所も残つておりますが、法

人組織といふのはいろいろ違つて、反があつた人たちの關係でありまして、これらが一月三十一日にやめたのです。今残つておるのは主として個人組織、その人たちが多いのです。これらの人たちがやはり同様でありまして、二月末日をもつて廃業するといふ線に従つて今警察との話し合ひで、別にその間トラブルなく、交渉の推移を見ておるといふ状態でありませう。

○赤松常子君 それでは別にトラブルなく、何か警察の方で資金のあつせんでもしてお上げになる口をおききになつた方は一人もありませんか。

○参考人(齋藤良治君) 長期の……。

○赤松常子君 転業の資金に對して、警察の方から何か資金のめんどうを見てあげるとか、あるいは中小企業金融公庫に口をかけてあげるといふこととなく、自主的にそういうことは自分で始末して、転業していらつしやいますのですか、今までの例は。

○参考人(齋藤良治君) これは警察の方でもいろいろそういう点めんどろを見てあげたいのですが、警察の方ではそういういわゆる更生資金の問題は、東京都の対策本部でもつてこれは責任をもつてやつてもらつております。そういう方面に來てもらつて、その方であつせんをしたわけでありませう。従つて、業者の方の關係は、どうにも転業資金がないから、東京都の方としても相談に乗れなかつた。しかし、今御質問の中の從業婦の關係、これについて、東京都の方が何でも承るを、一千万円の更生資金といふものを出しておられる。それを希望者には貸し付けるといふような点で、これが從業婦の人たちの非常な関心の中心になりまして、いろいろ話がそういう点でもつて

検討されました。そういうようなこととございませう。

○赤松常子君 簡単に伺ひます。最近の新聞によりますと、大へん憂慮すべき事態が起つておる。新宿かいわいが恐怖の町になつたといふ記事なんでありませう。この荒春防止法ができるというところに対する第一の反対論は、こういうところにあつたわけですね。非常に町がいろいろな愚連隊だとかいふものが横行して社会の秩序を乱すといふことが反対論の理由だつたんでございませうが、そういう傾向が二、三日前の新聞に、新宿を中心にして起つてゐる、ある所は安心して歩けない町も、新宿のある町にはできてゐるという新聞の報道があつたのであります。これに對して、取締りの立場にいらつしやいます方が、これをどういふふうにして防いだらいいの、どういふふうに対策をしておいでになるのか、これは警視庁にもお聞きせんらぬこととございませうが、警察庁にもお聞きせんらぬこととございませうが、起るであらう被害、恐怖といふものを未然に防ぐ手段をとつていただいてもいいはずだと思つてございませうが、あなた様のその地区ではどうしていらつしやいますか、これをどうすれば未然に防げるでございませうか。あるいは人員の増加であるとか、いろいろなことが考へられると思つてございませう。その辺のことをちよつと聞かせ下さいませ。

○参考人(齋藤良治君) これは、新宿の關係は私の所管外でありますから、これはただ浅草の署長としてのことでありますから、その点誤解ないように一つお願いしたいと思ひます。大体愚連隊といふものは非常に根強いものであります。取締りに對して

潜行するといふことが非常に強いです。ですから取締りが少しでもゆるめば、そこにまたすぐ盛り上る。従つて、不斷のこれらに對しての検査、取締りといふものが行われなければ、ちよつと気をゆるめれば、すぐそこから盛り上つてくるというふうな状況です。それから、これらの暴力団の動向については、やはり先ほど私が報告で申し上げた通り、これらの組織といふものをよく解明して、浅草なら浅草にはどういふ暴力団が昔からあるか、新興暴力団はどういふものであるかといふ、組織をよく解明して、そしてこれに對しては常に情報といふものを取りまして、その動きについて抜かりのない、間隙のない手を打つていく、適時適切な処置をとつていくといふこととなく、手おくれになるといふことがよくあるのです。そういうような意味でもつて常にやる、視察を密にして情報を取る。

それからもう一つの關係は、被害者に協力していただくといふことであります。これは、暴力団の關係において一番困るのは、被害者はおどかされることの後難をおそれて、警察その他の關係のところへ申告するといふことをちよつとやる、これが非常にわれわれの方で心配し、もう少し連絡をよくとつてもらいたい。後難といふことに、あまりそういうふうないわゆるお礼参りだとか、そういうことが強く宣伝されておられますから、そういうことにまだわされたいといふ、警察の方によく申告していただきたいといふ点を、われわれが要望しております。これをよくやつていただかぬと、結局、町にいろんなそういうパチルスといふのですか、そういうものがいろいろ横行して

おつて、社会にあまり報道されてない、知らない、知つてゐるのは当事者だけだといふことになる、そこにだんだんと方々に根を張つていく、それが一つの既存の事実となつて、このぐらゐならやつても大丈夫だといふ、いわゆる法律無視の關係が生まれてくる。こゝろを断固われわれの方としてはやらなくちゃならない。それにはよく都民に協力していただいて、申告していただいて、また、警察は、そういう人たちに對してはあくまでも保護するという点を、熱心に見守つていくといふふうでなくちゃいかぬ、そういうふうにしていく。そういうふうにして、一朝一夕で暴力団の取締りが成功をおさめるといふわけにいきません。不斷に努力することですね。そこに社会不安といふのはだんだんとなくなり、明るい町が維持されるのだと、こゝろにふりかへておられます。

○赤松常子君　そういうことはしばしば言われておりますが、それを実現化するために具体的にもつと警察費の予算がほしいとか、人手が足りないとかといふことをほんとうはお聞きしたかったのでございませうが、それはもつとあれでございませうね。私どももお願いしたいことは、ほんとうに四月を迎えまして、三月一ぱいに、そういう未然に犯罪を防ぐべき万全の処置をとつていただきたい。でないと、売春防止法が空文化される、軽べつ化される、こゝろにこゝろにならぬようにお願いしたい。そういう要望をしたいから、そういうことをちよつと伺いたかつたのでございませう。

もう一点、西村参考人にお伺ひいたしますが、ほんとうに御苦勞様でござ

います、いろいろ伺ひました予算の不足といふことは、しばしば婦人相談員の予算の不足——お手当が足りない、これはほんとうに私は重大だと思ひます。それで一年間あなた様がずいぶん御活躍下さいまして、その御経験からほんとうに、もうどのくらいほしいと、交通費とかいふものをほつきりといふ具体的にいづかお示し願ひたい。ただ、これでは足りない、足りないといふことではなく、交通費にこのくらい、何にこのくらいといふことを、一年間の御経験から生み出した、そういう予算の不足額をいつか、この国会中にお申し出を願ひたい。これをまた私ども基礎にいたしまして、予算の増額に発言していただきたい、こゝろ思ふのでございませう。足りないことはほんとうによくわかつておるのでございませうが、これについて一言ちよつとおつして下さいます。

○参考人(西村好江君)　手当は月九千円でございます。それに打ち切り旅費と申しまして、あと、とにかく月八百五円いただきます。これに對して、よく動いても、遠くに行つても八百五円、實際問題として絶対足りませんし、また、対象者を連れて歩くときに、自分だけ御飯を食べてその人に食べさせないといふことはできないといふ、いろいろ不自由がございませうので、少くとも旅費は三千円くらい——これはこまかいデータを出しますが、それから手当の問題を、もう少しふやしていただければ私はいいと思ひますが、一応こまかいものを、データを持つて上るようになつていきたいと思います。

○赤松常子君　お願いいたします。菊澤先生にちよつとお尋ねしたいんです。

○参考人(菊澤鏡子君)　売春婦の場合と、私のたゞいまの少年院の場合と、ちよつと違ふと思ひます。一応よく刑務所と同じだといふことを申されておりました、なるほど、はげちよろけて参りますと、変な格好をいたしておつたのでありますが、一昨年でございましたが、局の方で濃紺の染めのいいのをいただきました。と申しまして、そのときもだいい問題が出ましたのでございませうが、いろいろものを着せると申しまして、さあ具体的にとなりまして、この子もあの子も同じでは、どうも工合が悪いといふやうなお考えもだいい出ましたのでございませうが、女学生という気持ちで、紺なれば、色が黒くても太つちよつでも、何でもいじやないかといふやうなことで、紺の高等学校、中学校の生徒並みの形にいたしましたのでございませう。ところが、やはり質の問題になりまして、やつぱり見劣りいたしましたので、去年は、質のより少しのいいのをいただきましたといふことをお願いしておる次第でございませうが、うちの中におりま

すれば、そういうわけで、あまり刑務所色にならないので、このごろはやつと安心いたしておるのでございませう。また、それにつけても、生活指導になりますけれども、ほし方も氣をつけまして、裏からはせ、ズボンなんか裏返してほせといふやうなこまかい注意をいたしませんと、あはやは哀れっぽい色になつて参りますので、この点で、少年院のたゞいまの場合、ふだんのは質をお考えいただきたいと思ひますし、ところが、私のところのように院外に出しておる子供には、娘並みのものを着せたいといふのが願ひでございます。冬中は黒のオーパーをいたしておりますので、カマフラージュして出ておりますが、夏はブラウスを、それぞれしめとか、模様のとか、赤とか無地のとかといふものをこしらへまして、それを着せてやっております。それで大へん喜んでおりますのでございませう。私、この服装の問題につきましても考えましたのでございませうけれども、売春婦の場合には、これは大へんむずかしいのじやないかといふことを考えておりました、その制服の一式では工合が悪いのじやないだらうかといふことを考えております。それで、これでお許しいただけますならば、せめて外に出ますことを許されまして出ますときは、やはりその娘々に合つたやうなものを着せながら、やはり色彩の教育もしていかなければならぬのじやないだらうかといふやうなことも考えております。ただ一つ、勝手氣ままに、質も何もかも形も許すとなつて、ここにまた隣りの子とのせり合ひがでやしないかといふやうな懸念もいたしたのでございませう。

すけれども、二十才過ぎました娘に制服といふことは、どうも工合悪いのではないかといふことを考えておりますのでございませう。

○赤松常子君　どうもありがとうございます。

○委員長(青山正一君)　どうもありがとうございます。

参考に、一言ごあいさつ申し上げます。今日は長時間にわたりました、売春防止法の施行運用に努力しておられます貴重な御経験なり、あるいは御抱負をお聞かせ下さいまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、これで散会いたします。午後五時十二分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四七二人」を「四九二人」に改める。

第二条中「一万九千八百四十六人」を「一万九千八百九十人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

印刷者 大蔵省印刷局